

東京都公文書館

調査研究年報 <WEB版>

第 12 号

目次

東京都の文書管理と目録編成の変容

—東京府・東京市文書を中心に—

伊藤 陽平・・・1

東京府文書にみる「高輪築堤」と周辺環境

～「高輪沼地」の利活用をめぐる

西木 浩一・・・7

【新刊紹介】

都史資料集成Ⅱ 第6巻

小野 美里・・・24

【活動報告】

東京都公文書館デジタルアーカイブのあゆみ

～サービス開始から5年を迎えて～

津田 冴子・・・36

【活動報告】

令和7年度東京都公文書館夏季企画展示

「江戸の地誌・絵図 ～その系譜をたどる」

安部 玄将・・・50

【活動報告】

令和7年度東京都公文書館秋企画展

「渋沢栄一と東京」

小美濃 彰・・・56

2026年（令和8年）3月

東京都公文書館

東京都の文書管理と目録編成の変容 —東京府・東京市文書を中心に—

東京都公文書館 史料編さん担当
伊藤 陽平

はじめに

戦時中、東京都は保有していた東京府・東京市時代の行政文書の疎開を実施した。現在、東京都公文書館に所蔵されている東京府・東京市文書（以下、府・市文書）はこの文書疎開によって継承された資料群であり、戦後における両文書の管理と公開の在り方は、この疎開の性格に大きな影響を受けている。本論は東京都公文書館およびその前身組織である文書課四谷分室によって作成された目録の編成を追跡することで、府・市文書の管理の在り方の変化を明らかにするものである。府・市文書の構造については、白石弘之氏によって分析されているが、戦後に両文書の管理・公開の在り方がいかなる変転を遂げてきたかは不明な点も多い¹。そこで本論は府・市文書の目録の編成原理に着目することで、四谷分室時代から東京都公文書館開館後までの文書管理と公開の在り方を分析する。

1 東京府・東京市文書の疎開と目録作成

(1) 文書疎開の概要

まず戦後における府・市文書の管理の前提となった文書疎開を概観したい²。昭和12年（1937）に日中戦争が生じると、国家総動員法の下、国内の物資と人員が戦争に投じられ、公文書も「紙資源」と見なされた。昭和13年7月から「資源愛護」を唱えて不要文書や図書書の整理が実施され、疎開前から多くの公文書が「リサイクル」された。昭和14年には通常廃棄される約5,700冊に加えて、保存年限経過前の文書約28,000冊が廃棄された³。文書疎開開始前に廃棄された文書は62,000冊にのぼる⁴。戦局の悪化の中で東京でも空襲の危機が高まり、昭和17年4月1日には「最重要文書」3,233冊の疎開が決定されたものの⁵、昭和20年3月の東京大空襲で都庁に爆弾が直撃し、完全には文書を防護できなかった。

文書疎開には①局課や区が実施した当時の現用文書、②文書課が保管した東京府・東京市時代の公文書などの非現用文書、③東京市史編纂室が歴史資料として保有した資料群の3系統が存在する⁶。まず①について見ておきたい。現用文書の多くは焼失したものの、経済局は北多摩郡西府村（現府中市）に、水道局は西多摩郡氷川村（現奥多摩町）に文書を疎開しており、この他にも区役所の文書の一部も疎開された。また神田区の千桜国民学校にあった教育局の文書と芝区の愛宕国民学校にあった港湾局の文書は焼失を免れた。戦後初期の段階ではこれらの文書は存在したようだが、その後の管理状況は追跡が困難である。

②の非現用文書は四谷文庫（四谷区に存在した、教育研修所であった建物）と若木町文庫（渋谷区に存在した防衛局の資材倉庫）に疎開された。しかし、南多摩郡由木村（現八王子市）の玉菊造酒店の酒蔵への再疎開中、昭和20年5月の空襲で若木町文庫の文書が一部焼失した⁷。

③の資料群は、東京市史編纂室があった京橋図書館から駒込六義園と埼玉県北埼玉郡騎西町（現加須市）の土蔵に疎開された。六義園には昭和18年中に市史編纂室の原稿や金地院文書、徳川家文書、法令類纂、撰要永久録、重宝録、寛永録などが運び込まれている。騎西町には東京都から引き継いだ明治期の東京府文書が疎開された。疎開に伴って文書課文書係記録室と市史編纂室が四谷文庫に移転して文書課四谷分室とも呼ばれるようになり、文書管理と史料編纂の2つの機能を兼ね備えることとなる（以下、記録室の系譜を引く担当を記録系統、編纂室の系譜を引く担当を編纂系統と呼ぶ）⁸。ここでは府・市文書が②を担当した記録系統と③を担当した編纂系統によって別個に疎開されたことを確認しておきたい。

終戦後の昭和21年1月3日、GHQから疎開文書の復帰が命じられた⁹。局課、区役所、地方事務所などの①は、「公式保存所」に指定されたそれぞれの組織が保有する書庫に、文書課と市史編纂室が疎開した②、③は、「中央保存所」に指定された四谷分室に移されている¹⁰。四谷分室は交通局のバスを借用して約20,000点の資料を4か月ほどで復帰させた¹¹。四谷分室内では②は記録系統、③は編纂系統によって別個に管理されたため¹²、戦前の東京の行政文書は、疎開に照応して3つに分裂して管理されることになったと言えよう。四谷分室は戦後に都政史料館、東京都公文書館へと発展していく。

(2) 目録の概要

次に東京都公文書館に現在所蔵されている下記の目録の性格と刊行の時系列を整理していきたい。

- ・「資料図書仮目録1・2」（市史編纂室作成、1951～1952年、請求番号：総務C380、総務C381）
- ・「補之部 記録公文書目録」（記録係作成、1948年頃、請求番号：2025.都.0007）
- ・「東京都公文書館蔵書目録」第1～5巻（東京都公文書館作成、1974～1978年、請求番号：総務C360～364）
- ・「記録公文書・明治之部」（作成者記載なし、作成年代不明、請求番号：2021.庁内刊行物.000458）
- ・「東京都公文書館蔵書目録」第1～3巻（東京都公文書館作成、2000年、閲覧室配架）

まず「資料図書仮目録1・2」は②の文書疎開で継承された資料群の目録である。特に第2巻が明治期東京府文書を対象としている。「はしがき」には「当時の書類の表題にはただ回議録だの稟議録だの庶政要録などと書いてあつて内容がよくわからないものがありますが、調べて見ると思いがけない所に貴重な資料を発見して驚く場合がしばしばあります」と記載されており、調査・研究への利用を意識していることが理解できよう。目録の項目は年代順に整理され、書名、分類、摘要、冊数が記されている。

次に「補之部 記録公文書目録」を見ていきたい。表紙に「総務局文書課文書係四谷分室記録係」と記載されていることから、戦後初期に四谷分室の記録系統と見られる担当が作成したことがわかる。さらに「補之部」というタイトルからは「正之部」のようなものが当時

存在したことを窺わせる。昭和23年（1948）府・市文書とともに当時の都の現用文書と見られるものが目録に掲載されていることから、都庁内部用に作成されたものと推測される。ここから記録系統は東京都文書と府・市文書を区別せずに管理したことがわかる。目録の項目は「年次」、「類別」、「元部門」、「件名」、「冊数」、「摘要」で構成され、府・市・都文書を区別せずに年代順に整理している。このうち「類別」、「元部門」については後述したい。

昭和43年の東京都公文書館開館後、記録系統管理分も含めて府・市文書が公開された。これに伴い、記録系統と編纂系統の府・市文書がまとめて「東京都公文書館蔵書目録」第1～5巻として目録化された¹³。第1、2巻は「資料図書仮目録2」を原型とし、編纂系統が管理する明治期東京府文書を対象とした。他方、第3～5巻は大正・昭和の府・市文書を対象としている。その目録編成は「補之部 記録公文書目録」と酷似しており、項目は「分類番号」、「類別」、「元部門」、「件名」、「摘要」で構成され、府文書と市文書を区別せずに年代順に整理している。掲載資料にも重複が見られるため、記録系統が管理する文書を対象としたことがわかる。すなわち、文書疎開によって形成された記録系統と編纂系統の二元管理の慣行が目録編成に反映されたのである。

次に「記録公文書・明治之部」を見ておきたい。掲載資料には「601.A1.1」のような東京都公文書館開館後に付された請求番号が掲載されていることから、少なくとも昭和43年以後に作成されたことは確実である。記録系統で管理されていた人事関係の文書群にあたる601～603番台の文書が掲載されており、資料図書仮目録に掲載されている明治期の府文書も一部含まれている¹⁴。年代順で整理され、項目は年代、請求番号、類別、件名、冊数で構成される。注目すべきは内部用に作成されたい点である¹⁵。東京都公文書館開館後、府・市文書は記録系統管理分と編纂系統管理分双方を公開することになったにもかかわらず、「記録公文書・明治之部」に掲載された文書は一般に閲覧するのは困難な状態にあったということになる。事実、601～603番台は「東京都公文書館蔵書目録」第1～5巻には含まれていない。

平成12年（2000）に「東京都公文書館蔵書目録」1～3巻が改めて刊行された。注目すべきは府文書と市文書が区別された点である。第1巻は「資料図書仮目録」の内容を継承し、明治期東京府文書を対象とした。他方、第2巻は大正・昭和の東京府文書、第3巻は明治～昭和の東京市文書を対象としている。府・市の区別なく年代順に整理するスタイルが見直され、府・市の区別を重視した目録編成に変更されたと言えよう。さらに閲覧が困難だった「記録公文書・明治之部」掲載分の文書が組み込まれた。この目録によって府・市文書の全容がようやく一元的に把握可能になったのである。

2 目録にみる東京府・東京市文書の管理と公開

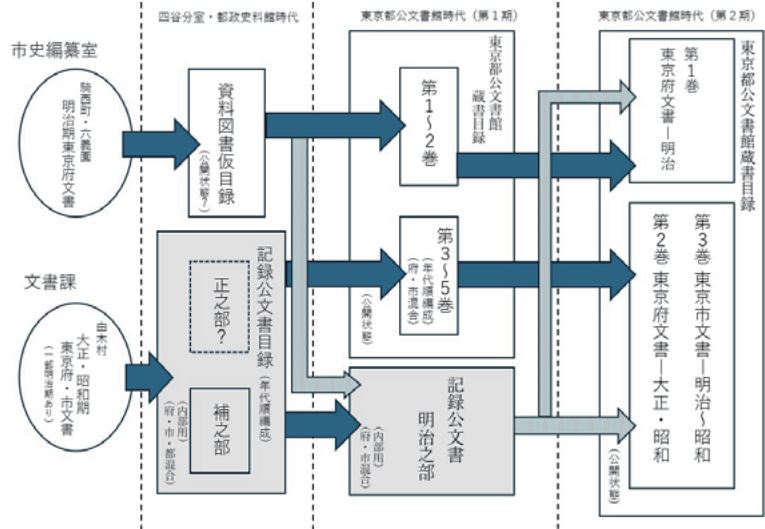
(1) 戦後の管理状況の変遷

各目録から府・市文書の管理と公開状況の変遷を整理したのが図1である。おおよそ四谷分室・都政史料館時代、東京都公文書館時代（第1期）、東京都公文書館時代（第2期）の3つの時期区分を設けることができる。戦後、四谷分室に合流した記録系統と編纂系統はそれぞれが疎開してきた文書を独自に管理しており、目録も記録系統が作成した都庁職員向けの「記録公文書目録」と編纂系統が作成した研究者向けの「資料図書仮目録」に分かれていた。昭和27年（1952）年の都政史料館への改組後の動向は目録のみでは追跡できないものの、

府・市文書の二元管理は変わらなかったと思われる。

東京都公文書館開館後、記録系統の管理下にあった大正・昭和期の府・市文書が公開され、編纂系統管理の明治期東京府文書とともに一般の閲覧に供されるようになった。しかし、二元的に分かれた文書の管理方針は依然として維持されたと思われる。その表れが由木村から復帰してきた記録系統の文書目録の系譜に一貫して見られる府・市

図1：目録にみる東京府・東京市文書の管理の変遷



混合、年代順の目録編成である。一部の明治期の文書は非公開のような状態に置かれており、府・市文書全体を一元的に管理できる状況にはなかった。その後、混合していた府・市文書の編成が解体され、これが2000年の「東京都公文書館蔵書目録」の刊行に結実した。このように文書疎開で形成された二元管理の慣行はかなり長期にわたって影響を及ぼしていたのである。

(2) 四谷分室・都政史料館時代の文書課の文書管理の特質

それでは府・市文書の二元管理に大きな影響を与えた記録系統の管理方針の性格はいかなるものだったのか。次に構成が酷似する「補之部 記録公文書目録」、「東京都公文書館蔵書目録」第3～5巻の特質を分析し、記録系統の文書管理の在り方を考察したい。両者の特徴として挙げられるのが「類別」と「元部門」という項目の存在である。「元部門」というネーミングから素直に考えれば、文書を再分類したことが想像される。

文書の再分類の在り方を考える上でヒントとなるのが、昭和20年（1945）4月17日に制定された東京都文書編纂保存規則の類別である。この規程は東京都発足を機とした文書管理規則制定の中で作られたもので¹⁶、「補之部 記録公文書目録」の「類別」はこの規則で定められた文書分類と合致するものが多く、筆者が確認した限りでは985点中711点が当てはまる。逆に「元部門」にはこの規則の類別に当てはまらないものが多数含まれる。東京都文書編纂保存規則の類別には都成立前の府・市の文書管理規則の分類と重複するものもある点には留意が必要だが、記録系統はこの規則の類別に合わせて文書の再分類を試みたのではないかと。

表1：「元部門」・「類別」の変遷

元部門	件数	移動先の類別
学事	51	教育
秘書	25	人事
帝室	2	庶務
例規	1	統計（→例規）
例規	1	褒賞（→例規）
衛生	1	地方（→例規）
議事	1	庶務
皇室	1	庶務
社事	1	社事兵事
商工	1	経済
商事	1	商工（→経済？）
地方	1	庶務
農林	1	経済
兵事	1	社事兵事

太字は東京都文書編纂保存規程、1945年（類）の類別。かつこ内は『東京都公文書館蔵書目録』に掲載されている「元部門」、「類別」による。商事→商工→経済と再分類されている「産業組合」という文書の事例については、『東京都公文書館蔵書目録』に同一タイトルの簿冊が見当たらないため、タイトル・年次・冊数が近似する簿冊の情報を追記した。

「補之部 記録公文書目録」、「東京都公文書館蔵書目録」第3～5巻から、「類別」の再設定過程が断片的に追跡可能である。表1は「元部門」が最終的にどの「類別」に再分類されたのかを整理したもので、「補之部 記録公文書目録」中の多くの文書は東京都文書編纂保存規則に合致する「類別」に再設定されている。一部規則に合致しない文書も存在するが、「東京都公文書館蔵書目録」刊行時には規則に沿った「類別」に改められたようである。一例を示しておく、「衛生精神病院法及松沢病院 冊の1」（請求番号：305.G3.12）という簿冊の場合¹⁷、「補之部 記録公文書目録」では「元部門」衛生から「類別」地方に、「東京都公文書館蔵書目録」では「元部門」地方課から「類別」例規に再設定された。なお「東京都公文書館蔵書目録」第3～5巻に掲載されている文書の「類別」を確認すると、ほとんど東京都文書編纂保存規則の類別に合致している。この再分類がいつ頃行われたのかは不明だが、記録系統が府・市文書を都の規程に合わせて整理しようとしたことが理解できよう。

ここから窺えるのは、東京都の誕生を契機に府・市文書を一つの文書管理の原理に統合していこうとする志向性が登場したことである。白石氏によると、終戦直後の四谷分室では「市と府が合併して都になったのだから、文書も統一的に保存利用できないか」という指示の下、記録系統で保管されていた府・市文書を東京市文書の形態に合わせて表紙を付け替えたという¹⁸。状況証拠ではあるが、「類別」変更も付け替え作業と関連するのではなかろうか。この点で興味深いのは「補之部 記録公文書目録」に編纂系統で管理されていた明治期東京府文書が掲載されていることである。戦後初期の段階では編纂系統の文書も都庁の文書管理規程に合わせて整理しようとしたのかもしれない。

（3）東京都公文書館の開館と府・市文書

東京都公文書館の開館にあたって大正・昭和期の文書も合せて府・市文書が公開されたものの、公開範囲に何らかの制限が設けられた形跡がある。前述した「記録公文書・明治之部」に掲載された文書はその典型であろう。その背景は現状不明だが、この目録に掲載された文書の整理状況には明らかな性格の差異が見られる。この目録の「類別」を確認すると「衛生課」や「会計課」のような課名の分類が散見される。これは東京府の文書分類と合致するものであるため¹⁹、府・市文書を都の規程に合わせて統合管理しようとする記録系統の整理方針が貫徹していない。ただし、こうした質的相違が公開状況に影響を与えたのかはわからない。

また、「補之部 記録公文書目録」に含まれていた終戦直後の現用文書は「東京都公文書館蔵書目録」に掲載されていない。「東京都公文書館蔵書目録」掲載文書は東京都が成立した昭和18年までで、都成立後の文書は対象にならなかったからである。東京都文書が公開範囲から外されたことで、「東京府・東京市文書」というまとまりが明確になったと言えよう。なお、東京都文書の公開は情報公開制度への対応を背景に平成6年（1994）から開始される²⁰。

おわりに

本論では文書疎開によって形成された府・市文書の二元管理の展開を現存する目録の分析を通じて考察してきた。終戦後、記録系統と編纂系統は、それぞれが復帰してきた疎開文書を独自に管理するようになった。前者は都庁内部の業務利用を重視した一般公開を前提としない方針であり、府・市・都文書を区別せず年代順に管理していた。他方、編纂系統は研究者の調査・研究のための利用を重視して文書を管理していた。

東京都公文書館開館後、記録系統管理分の文書と合わせて府・市文書が公開される。このとき、記録系統は公開範囲に限定をかけており、一部の明治期府・市文書や東京都文書が公開対象から外されたようである。また、府・市混合、年代順という記録系統の整理方針も持続しており、記録系統と編纂系統による府・市文書の二元管理は維持されていたと言えよう。平成12年に刊行された「東京都公文書館蔵書目録」で東京府文書と東京市文書を区別する編成となる。これによって二元管理が解体され、一元的に文書を把握することが可能となった。戦時中の文書疎開が、長期にわたって府・市文書の管理と公開の在り方を規定していたのである。

- 1 白石弘之「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、『東京都公文書館研究紀要』第3号、2001年）。
- 2 以下の記述は前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」も参照。この他、令和7年（2025）5月23日から7月15日まで開催されたミニ企画展示「戦後80年 戦火を免れた文書群」においても紹介した。日中戦争後の文書整理については佐藤佳子、西敦子、東京大空襲時の疎開の動向については瀧澤明日香、小美濃彰、終戦後の文書復帰については宮崎翔一の各氏が担当したことを申し添えておきたい。なお、筆者は主に文書復帰後の目録作成の過程を調査した。
- 3 『東京市役所昭和十四年事務報告書』、10頁。事務報告書を収録したDVDである東京都公文書館編『史料翻刻「東京市事務報告書・財産表」』（東京都、2007年）を用いた。
- 4 「礼状発送ニ関スル件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 5 「空襲に因る災害予防の為にする収納文書の特別措置に関する件、最重要文書の特別防護 2. 空襲時に於ける特別措置 最重要文書目録 文庫建造物に対する阿部施設課長意見聴取書東京市長」（東京都公文書館所蔵、請求番号：325.E3.14）。
- 6 「官庁公文書及記録復帰に関する報告書提出の件」（東京都公文書館所蔵、請求番号：325.E2.13（9-08）に添付されている「記録公文書等ノ焼失滅失セルモノナキ局区役所名」、「記録公文書ノ疎開セル局課区役所名（代用保存所）」参照。
- 7 「市史編纂室並記録室再疎開ニ関スル件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 8 「市史編纂室第二次疎開計画ニ関スル件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 9 「官庁公文書及び記録復帰ニ関スル件依命通牒」（「東京都公報」第371号、1946年1月17日、2頁）。
- 10 「官庁公文書及記録復帰に関する報告書提出の件」（東京都公文書館所蔵、請求番号：325.E2.13（9-08））。
- 11 『都政概要 昭和22年版』（東京都、1948年）、53～55頁、「交通局大型バス使用ニ関する件」（「史料編纂室文書3 昭和17年～昭和22年」、東京都公文書館所蔵、請求番号：2025.都.0003所収）。
- 12 前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、18頁。
- 13 『東京都公文書館蔵書目録 1（東京府文書—明治）』（東京都公文書館、2000年）、6頁。
- 14 前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、18、21頁。
- 15 『東京都公文書館蔵書目録 1（東京府文書—明治）』（東京都公文書館、2000年）、6頁。
- 16 宮崎翔一、佐藤佳子「東京都制施行時の文書管理規程」（『東京都公文書館調査研究年報』第6号、2020年）。
- 17 「補之部 記録公文書目録」では「精神病院法及松沢病院」と記載されているが、単なる表記ゆれであり、同じ文書だと判断した。なお「補之部 記録公文書目録」の簿冊名は、しばしば現在登録されている簿冊名と類似しているものの、完全に合致しないものが掲載されている。
- 18 前掲白石「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について—」、19頁。
- 19 東京市は文書の件名、東京府は課別で文書を分類していた（同上、19頁）。
- 20 『東京都公文書館年報 令和6年度』（東京都公文書館、2025年）、2頁。

東京府文書にみる「高輪築堤」と周辺環境 ～「高輪沼地」の利活用をめぐるって

東京都公文書館 史料編さん担当
西木 浩一



図1 「東京品川海辺蒸気車鉄道之真景」 港区郷土歴史館蔵

はじめに

明治5（1872）年10月、日本初の鉄道が新橋～横浜間の約29 kmで開通した。その際、現在の田町駅の北から、旧品川停車場までの約2.7 km区間は海上に堤を造りその上に鉄道を走らせた。海上築堤は、高輪海岸に沿って築かれたことから、「高輪築堤」とも呼ばれ、その風景は多くの錦絵に描かれ、新橋停車場と共に文明開化の象徴として人々に親しまれた。しかし、その後、線路拡張と大正時代の東京湾の埋め立て事業によって完全に陸地内に取り込まれ姿を消してしまった。

平成31（2019）年4月、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が進める品川駅改良工事の際に石垣の一部が発見されたことを契機として、高輪築堤跡が残存していることが明らかになった。その後の発掘調査により鉄道開業当時の遺構として極めて重要な意義を有することが認識され、令和3（2021）年9月17日には、高輪築堤跡を国史跡「旧新橋駅停車場跡」に追加指定し、名称を「旧新橋駅停車場跡及び高輪築堤跡」とすることが文部科学大臣により告示された。

こうして広く注目を集めることになった高輪築堤については、その成立事情と工事の実際

について一定の研究が積み重ねられている¹。その中で、当館所蔵の『鉄道一件』によって、芝地域から高輪地域に至る、海との結びつきで生業を営む人々が築堤によって海上へのアクセスを失うことを懸念して築堤への反対を唱え、結果的に複数の橋梁を設置して、汐入地＝通船口を確保していったことも明らかになっている²。

本稿は、これまで高輪築堤の歴史の変遷を論じる中で全く触れられてこなかった、築堤と陸地側との間の空間利用に関する動向を、東京都公文書館所蔵の『稟議録・市街地理・第4号〈租税課〉』（請求番号609.A4.04）、『回議録・高輪沼地ノ部〈地理課〉自明治13年至18年』（請求番号615.A8.15）によって明らかにしていく。そのことによって、日本の近代化遺産としてのみならず、地域歴史遺産、地域教育の素材としても高輪築堤を評価する視座を提供したい。

1 高輪築堤陸地側空間の埋立願

明治8年（1875）1月13日、工部省御構内製糸所寄留・上田富蔵なる人物から東京府知事に宛てて1通の願書が提出された³。

一御府下芝高輪鉄道ヨリ以西往来道敷迄之入海、生魚飼場所ニ拝借奉願候者モ有之候得共、御聞濟不相成、埋立候時ハ鉄道堅固之一助ニモ候由承リ申候、附而ハ御趣意ヲ奉戴仕、同志之者申合、右一円自費ヲ以追々埋立、鉄道片側幾分カ御用地ヲ相除、余地私共江拾ヶ年無税ニ而拝借、其後相当之地租御定メ地所被下置度奉願上候、若御許可被成下候ハ、鉄道脇ヨリ着手仕、尚其時々御見分ヲ請、御指揮ニ奉随候間、出格之御仁恤ヲ以御聞届被成下度、僉絵図相添奉願上候、以上

明治八年一月十三日

工部省御構内

製糸所寄留

上 田 富 蔵

東京府知事 大久保一翁殿

高輪築堤と陸地との間の「入海」を埋め立てると「鉄道堅固」の一助ともなるという話であり、自分と同志の者で自費をもって埋め立て、鉄道用地を除いた部分を10ヶ年無税にて拝借、後日地租を定めて地所を下されたいという趣旨であった。

この出願を受けて東京府は、当該地域の戸長に意見を求めている。まず、第2大区11小区の見解は以下のようなものであった。11小区には海に臨んで車町・高輪北町・高輪南町が並んでいた⁴。

戸長村木義方は、高輪築堤と陸地間の実態を2区分して、それぞれについて埋立の是非を論じている。一つは「汐入之場所」であり、ここを埋め立てられると、炭薪その他諸荷物の運輸等に従事する多くの者が生計の道を失うとして、このまま差し置き下されたいとしている。今ひとつは「汐入外沼地」である。すなわち、築堤に橋梁が設けられ汐入の場となっている以外の部分は、大下水が流れ落ちる場所であり、とりわけ芝式本榎辺の高台からは「仟水」、大量の下水が流れ込み、雨天の節にはとくに水嵩が上がる場所であるという。このため、そうした場所の水捌けについて十分に留意すれば埋め立てても差し障りはないという。つまり、築堤と陸地との間の内水部分は、汐入の一角を除くと沼地化しており、通船が出来ない状態となっているから、そこなら埋め立ててもかまわないということであった。

では続いて第2大区8・9・10小区の戸長の申し立てを見てみたい。8小区には本芝

1丁目から4丁目、芝田町1丁目から4丁目、10小区には芝田町5丁目から9丁目が入属している⁵。

この一帯は元々漁業従事者や肴問屋の他に河岸揚げ運送従事者ら、海に依存して生きる人々が暮らす地域であり、高輪築堤の建設に際して、海との関係が遮断されることを愁訴し、築堤に橋梁を設置し船が通行できる汐入の確保を実現させた人々が住まっていた。そのため、鉄道裏側の石垣築き立ての費用を上納したと述べている点も注目に値する。こうした経緯をふまえても、埋立には反対との立場が鮮明にされている。

その一方で築堤陸側の実状を、汐入の場所と沼地に分けて捉えている点は11区の見解と同じであり、現在沼地化している場所について新たな汐入口の設置を求めている者もいるという。また高台からの雨水・悪水、往還の下水・汚水の流れ込みという実態があり、埋立に際して下水等の設置がないと下々の難儀になると主張し、できるならば埋立はせず現状のまま差し置かれたいと述べている。

上田富蔵の出願を皮切りに、高輪築堤と陸地との間の入海部分の利用に関する出願が、同年6月までの間に相次いで提出された。これらの出願内容を年月日順に整理したのが表1となる。

5例の内、元大和郡山藩主・柳沢保申からの出願のみは沼地化した部分を再び通船可能な汐入区域にしようとするもの、他の4例は埋立てを願う内容であった。

東京府は、上田富蔵からの出願があった直後の2月に、先に紹介した当該地域の戸長の意見を照会したが、同月27日には、当時鉄道を管掌していた工部省に意見を伺い出ている。次に掲げるのは3月17日付けの工部省からの回答である⁶。

去月廿七日付ヲ以高輪鉄道線路内埋立願之義ニ付、書類相添御協議之趣致承知候、右者当省ニ於而鉄道保全之為追々埋立可致見込之折柄ニ付、自費ヲ以埋立之義ハ差支無之候、尤埋立之上線路中心ヨリ幅六間丈者入用有之候、然二十ヶ年無税之義ハ不都合ニ存候間此旨含置相成、船着及悪水吐等差支無之様充分手宛可致旨ヲ以御聞届相成可然候、此段及御回答候也

八年三月十七日

工部大少丞

大久保東京府知事殿

追而差廻之書類及返却候也

表1 『稟議録』に見る「高輪沼地」利用願（明治8年1月～6月）

年月日	出願者・回答者	内容	コマ数
M8. 1. 13	工部省御構内製糸所寄留 上田富蔵	鉄道堅固の一助として、鉄道より以西往来道式までの入海を埋め立て、御用地を除いて10ヶ年無税にて拝借、その後相当の地租を定めて地所を下し置かれるよう東京府知事に願ひ出る。	546-547
M8. 2. 10	大分県貴族士族 田川忠順	ステーション附属地・汐入場2カ所を除いた場所は板柵を切入り船もない場所なので、埋め立てを願ひ出る。鉄道線附の方は石垣もなく風雨の節は都度土崩れもあり、たえず修繕の必要があるので、その対応策となる。	555-558

M8. 2. 18	華族柳沢保申 (元大和郡山藩主)	芝田町8丁目地先より同9丁目・芝車町まで、 <u>鉄道線路の傍へ石垣築立</u> 、車町境在来之中仕切土手を以北之方7丁目境へ築立、汐入とし、船の通行を願い出る。	531-537
M8. 5.	芝車町1番地主 栗原良助外2名	埋立出願の採否が決定しない中、たしかな出資者が現れたため、自分たちに埋め立て許可を下されたいと出願。	563-565
M8. 6. 3	開農社長従三位穂 波経度外2名	当該地は、 <u>最寄の悪水が落入り、或は腐敗物等も流れ込み健康上有害、霖雨等の節は泥濘崩り落ち</u> 、馬車人力其外往来の危難につき埋立を出願。	566-568

* 下線部は、高輪築堤の実態を示す部分。

工部省自身、高輪築堤が脆弱性を有していることを認識しており、鉄道保全のために追々埋め立てる予定であったから、自費を以て埋立を出願する内容自体に差し支えはないと述べている。このことを前提に、線路を中心として幅6間（約10.9間）の確保、船着きや悪水吐けに差し支えなきように手当てすることを条件として、「御聞届相成可然」との回答を寄せたのであった。

東京府は、戸長の意見、工部省の回答などを勘案して、上田の出願内容がもっとも妥当と判断、その上で同人の身元確認を進めるとともに、さらに具体的な案を同人に提出するよう促した⁷。これに応えた方法書と絵図が5月9日付けで再提出されている⁸。

この後さらに栗原良助他2名及び穂波経度他2名からの出願を受け、都合5件を受理した上で、東京府知事大久保一翁は、6月17日、府の方針を提示して内務卿大久保利通に伺い出る。その概要は次のようなものであった⁹。

上田富蔵は東京府寄留の者でもあり、事業を担任させるには問題があるが、後から願い出た者に許可を与えるのも不都合である。そこで、これまでの出願者一同が合併し示談を遂げた上で改めて出願するよう促す。境界確定などについては工部省と実地検分を行う。また柳沢保申からの願いはそもそも近隣に着船場があるので不要として却下する。

これに対する内務卿からの回答は翌明治9年1月15日付で達せられた¹⁰。

書面高輪鉄道線路脇沼地埋立及ヒ汐入堀築造願之趣難聞届候条、願人書面者下戻可申、将タ地所之内於工部省追テ所用見込之地ヲ除、其他縦横間数坪数等更ニ実測之上、広狭ニ応シ相当区分致シ、入札払之積取調、尚可申出事

まず前段で、これまで提出されてきた各種の埋立願、柳沢保申からの汐入堀築造願はすべて「聞き届け難し」として却下、願書はそれぞれに下げ戻すよう指示している。ただし、埋立自体を全面否定しているわけではなく、まず工部省が鉄道用地として今後所用見込みとする土地を除いた上で、当該地の実測を行い、その上で広狭に応じて区分し、入札払いとする方向で取り調べて申し出るよう命じているのである。結論から述べるとこの分割して入札にかけるという方針は、その後受け継がれ具体化することはなかった。しかし、内務省もまた、高輪築堤陸側の入海について、そこを埋め立てること自体は容認していたことになる。明治8年に相次いだ、高輪築堤と陸地側との間のスペースの埋立願はひとまず棚上げとされるが、とくに実態として沼地化している部分の埋立そのものは否定されず、この後、新たな出願の枠組での取り組みにつながっていくことになる。

2 芝区会の埋立願とその挫折

明治8年（1875）に相次いだ、高輪築堤と陸地との間の埋立利用に関する願いがひとまず内務省の意向で却下され、実地測量の上、入札方式の検討を命じられてから2年8ヶ月経過した段階で、第2大区8・9・10・11小区の区惣代と第2大区区長の連名で、新たな地域的枠組みにより「沼岸廢地下附願」が提出される¹¹。芝田町裏通及び高輪表通に面した鉄道線路続きの一带を「無用之廢地」とみなした上で、無代で下附を受け区の共有地として埋め立て、居住可能な土地とし、その借地料を区内の貧民救助、飢饉の備えとし、区民の安寧、国益振興に寄与させたいというのである。対象地は10・11小区の地先であるが、8・9小区も含めた沿岸住民の惣代としての枠組みで出願されている。

ところが、この出願に先立って、同年7月22日に郡区町村編制法が公布され、大区小区制を廃止、府県の下行政区画を郡・区・町・村とすることとなったため、本出願の枠組み自体が意味をなさないこととなり、これまた棚上げとされていったらしい。

それからおよそ2年経った13年8月21日、先に出願した小区総代の者より区会に付議する形で、お蔵入りとなっていた官有廢地下附の件が出願され、これを受けた芝区長前田利充から東京府知事に図面を添えて請願がなされる¹²。

共有地無代価御下附願

当区本芝壱丁目裏ヨリ高輪表通品川停車場マテ鉄道線ニ沿ヒ、凡ソ壱万有余坪ノ官有廢地有之候処、十一年九月中旧第二大区小区総代ヨリ右廢地ヲ区内ノ共有トシ、漸次之ヲ埋立、借地料ヲ収入シテ、貧民救助費等ニ充テントノ旨趣ヲ以テ、無代価御下渡シ相願置候内、区画御改正ニ際シ区総代ノ名称モ亦消滅シ、遂ニ其局ヲ結フニ及ハス中止ニ属シ居候処、今般右旧小区総代ノ者ヨリ現設ノ区会ニ付シ前願ヲ果シ度旨申出候ニ付、篤ト勘弁候処、前願之通御認許相成候上ハ、独り区内ノ公益ノミナラス高輪市街商業ノ便益ニモ可相成被考候間、右請願之通御許可相成度、然ル上ハ区会ニ附シ着手方法更ニ可相伺候間、先以テ無代価御下与有之度、別紙図面相添此段及請願候也

明治十三年八月二十一日

芝区長 前田利充印

東京府知事 松田道之殿

大区小区制の枠組みでの出願が立ち消えとなった経緯とともに、これを区会という新たな、法的な根拠のより確実な組織を使って再度出願し、区内の公益のみならず高輪市街商業の便益にもつなげようとするものであった。

「凡ソ壱万有余坪ノ官有廢地」を有用の地に変換することには東京府としても賛意を示し、10月23日、東京府知事松田道之は芝区長より出願のあった沼地埋立の願意を採用したき旨内務卿松方正義に伺い出ている¹³。これ以降、将来的に租税収入が見込まれ、またその前提として埋立地の地籍確定も必要となるため、東京府租税課が主体となって国（内務省）への上申、芝区への諮問、芝区からの上申取次ぎなどを行っていった。その経緯を表2としてまとめた。要点を整理しておこう。

まず、鉄道を管掌する工部省であるが、すでに見たように明治8年の諸出願の段階から築堤保全のため埋立に基本的に賛成してきた。芝区会からの一円下付、埋立計画が提出された後の13年12月1日、東京府知事宛に境界確定のための立合調査を申し入れているが、これも埋立計画を前提として、工部省が将来の使用を予定している品川停車場から物揚場までの確保のためのものであるから、芝区案それ自体には承認の立場であったことが確認できる。

問題は内務省であった。年が改まった明治14年1月、埋立用地として願い出られた土地は鉄道線路に接近し、外国人も注目するところであり、内務省として容易に認可はできないとの意向を東京府に示し、東京府租税課長は同月24日、芝区長に対して改めて発議者の意見を照会している。芝区長前田利充は、再度出願人から出願趣意を具体的に聴取した上で4月13日、概略次のような回答をしている¹⁴。

表2 『回議録・高輪沼地ノ部』に見る「高輪沼地」埋立をめぐる動向（明治11年～16年）

年月日	出願者→提出先	内容	コマ数
M11. 9. 7	第2大8, 9, 10, 11 小区 惣代 →東京府知事	「鉄道築設以来数年無用之廢地」の下付を願う。「当区共有に保存し漸次埋立て、右借地料を畜積して区内貧民救助及び凶災不虞に備えて区民安寧を達し、且、廢地を好地に拓き国益ノ一端を興し度」との願意。	95-96
M13. 8. 21	芝区長前田利充 →東京府知事	芝区長前田利充、鉄道線に沿った約1万余坪の官有廢地について、区会の決議を添えて無代価下付願を東京府に提出する。	79-88
M13. 10. 23	東京府知事松田道之 →内務卿松方正義	東京府知事松田道之、芝区長より出願のあった沼地埋立の願意を採用したき旨内務卿松方正義に伺い出る。	366
M13. 12. 1	工部省少書記官 →東京府知事	工部省、本芝一丁目から高輪南町に至る鉄道線路脇沼地埋立につき差し支えの有無を検討の上、品川停車場用地より物揚場までは追々埋立使用の予定につき、境界画定のための現場立合調査を東京府に申し入れる。	06-13
M14. 1. 24	東京府租税課長 →芝区長	内務省地理局から、出願地は鉄道線へ接近の中、外人も注目するところであり、内務省としては容易に認可はできないとの意向を告げられ、東京府は芝区長に発議者の意見を照会。	38-48
M14. 4. 13	芝区長 →東京府租税課長	芝区長、高輪統沼地埋立につき、発願人の意見を聴取し、東京府租税課長に提出する。	34-37
M14. 7. 19	東京府租税課長 →芝区長	東京府租税課から内務省の指示を芝区長に伝える。埋立の際の建造物は土蔵のみとするなどの制約。	31-33
M14. 8. 8	芝区長 →東京府租税課長	芝区長奥平昌邁、高輪埋立地の件について、願人総代の意見に基づき、願意を貫徹する方向での取計いを東京府租税課長に回答する。東京府は、願人総代の意見と芝区長の上申に齟齬があるとして、埋立の議論はいったん見合わせとなる。	26-30
M16. 1. 25	東京府租税課長 →芝区長	高輪埋立地の件についてその後の状況報告を求める。	31-32
M16. 2. 15	芝区長 →東京府租税課長	土蔵限定の制限に基づき埋立実施の目途は無いが、今後制限の少異により他の人民に払い下げようなら、芝区に払い下げよう請願する。	18

M16. 2. 26	東京府租税課	土蔵に制限する事由はないとの認識に立ち、埋立地適応の制限を具体化した上で、芝区の請願内容を内務省に稟申することとし、その旨の芝区長への照会を決定する。	14-17
M16. 8. 8	内務卿 →東京府知事	明治13年10月23日付けの上申に対して「埋立ノ順序、家屋建設ノ制限、花木植付等ノ方法」を取り調べ、更に伺い出るよう指示する。	367
M16. 10. 9	芝区長 →東京府地理課長	埋立の順序、花木植え付け及び養魚場製造、家屋構造制限等についてとりまとめて提出する。	132-136
M16. 12. 11	東京府知事芳川顕正 →内務卿山田顕義	芝区長よりの計画を妥当と見なし、17,323坪の無代下渡を内務卿に伺い出る。	126-131
M16. 12. 15	内務卿→東京府知事	内務卿山県有朋、聞届の旨を通達する。	131
M16. 1. 15	東京府地理課長 →芝区長	「高輪沼埋立順序方法」に対する請書の提出を求める。芝区長、区会の決議を経て請書を進達する。	115-123
M16. 4. 23	芝区長 →東京府知事	芝区長梅田義倍、高輪沼地下げ渡し後の動向を調査の上、個々の地主に割渡すのみと判明したため、芝区への一括下付を求める芝区会の評決を再審議するよう願う。	371

- ・該当地にはこれまで荷揚場となっている箇所もあり、新たに貸し蔵などを設置すれば風雨あるいは干潮の際にも荷揚げ、船積みが可能となり便益が大きい。
- ・該当地の内箇所によっては潮入池に致し置き、魚苗養畜の見込みもある。
- ・埋め立て借地を望む者に対しては、その使用方法や建物の構造などを取糺し、不都合ないことを確認した上で相当の代価を以て貸し渡すこととする。
- ・埋立費用については、発願人はもちろん、多年この地に住居してきた有志の者とも同心協力し、極力費用を省くこととする。
- ・ひたすら土地の繁昌を図るという素志に基づいての申出であるので、ぜひ了知の上しかるべき取り計らいを願う。

ここでは、利用方法として、荷揚場近くへの貸し蔵設置、住宅などの敷設とそこからの収入確保の他に、養魚場としての利用などが具体的に構想され始めていることが確認できる。ともあれ、あくまでも土地の繁昌のため願意を貫く意志が東京府を介して内務省にも伝えられていくのだが、3ヶ月後の7月19日、内務省においては当該埋立の際の建造物は土蔵に限り、その他植栽場の外は許可しないとの内議が決定した旨、東京府租税課から芝区長に伝えられる¹⁵。厳しい制限が課せられたことになる。

これを受けて、願人総代（田嶋安太郎・津久井市兵衛・加藤徳兵衛・渡邊又兵衛）は、最前の出願趣旨を繰り返しつつも、「建物制限法を取り設けられるについては、また制限法相当の御保護も成し下さるものと考え」とし、「当面制限法を前提に埋立を実行する目途は立たないが、それを前提に埋め立て可能という願人があれば、高輪の衰頹を挽回することは当然であるから、本懐を貫徹したい」といった上申書を8月、芝区長に提出した¹⁶。これを受けて、芝区長奥平昌邁は、東京府租税課長宛に回答書を提出する。そこには、制限法相当の御保護や、新たに制限法の下でも埋め立て可能な願人が出たら云々という内容は記されず、

逆にたとえ「労費不相償ヨリ幾分ノ損害ヲ被ムルモ」、まずは該地の衰頹を挽回すれば、「漸次償還法モ相立つべし」と、出願人の上申書に記されていない内容が含まれていた。これを比較精読した東京府租税課は、「区長申立」と「願人総代申立」に齟齬があることを指摘、「一旦御見合相成」ことを提案した¹⁷。この結果、しばらくは埋立に向けた動きは停止することとなった。

再び事態が動き出すのは明治16年1月のことで、主導したのは東京府租税課であった。1月25日、芝区長にその後の状況報告を求め、2月15日に、払い下げ請願の意思が継続していることを確認すると、同月26日、次のような内容で内務省に稟申する方針を示している¹⁸。

抑建造物之体裁ハ其地之盛衰ニ関シ候儀ニテ、今新タニ埋立之場所ニ於テ嚴重之制限ニ随ヒ建物ヲ構造候ハ其費用収益相償ハサル儀ニ可有之、尤不体裁之家屋等建設候ハ不可然事ニ候得共、必土蔵ニ限り候事由モ有之間敷ト思考致候、右者該地有志者多年之希望ニシテ公益ヲ起スヘキ事業ニ有之、然ルヲ右制限之為メ廃棄致候ハ遺憾之次第ニ可有之候間、土蔵之外更ニ該地適応之制限ヲ設ケ履行可致儀ニ候ハ、本願許可相成候様内務省へ御稟請相成可然哉

明治初年、「国益」として鉄道開設が急がれた結果生み出された高輪築堤であるが、その結果生じた高輪沼地＝官有廢地の開発・利用事業を芝区域の「公益」ととらえ、内務省がやや乱暴に土蔵に限るとした制限方法を見直そうというのである。この立場からの働きかけにより、明治16年8月11日、内務卿山田顕義は、形式的には明治13年10月23日付の埋立承認伺いに対して、次のような回答を行った¹⁹。

書面伺之趣、埋立ノ順序家屋建設ノ制限花木植付等ノ方法詳細取調、更ニ可伺出事

明治十六年八月十一日

内務卿 山田 顕 義印

改めて具体的な高輪沼地の利用計画と順序を上申せよということである。これをうけて、芝区長は、10月9日、埋立の順序、花木植え付け及び養魚場製造、家屋構造制限等についてとりまとめて提出する²⁰。

高輪埋立地之儀ニ付客月六日付ヲ以テ御照会之趣了承、即取調候処、埋立之順序、花木植付及養魚場築造之方法、且家屋製造制限等ニ至ル迄別紙之通必履行可致儀ニ有之候条、可然御取計相成度、右別紙相添、此段及御回答候也

明治十六年十月九日

芝区長 梅田 義 信印

地理課長 田中正造 殿

この時添付された仕様を表3としてまとめた。高輪築堤と陸地側との間の空間利用についていよいよ具体的な案が見えてきた。

高輪築堤の設置以来無用の廢地と化していた空間に、17,000坪を超える有用の地を造成しようとする大きなプロジェクトである。埋立地に建設する家屋については、「埋立地ニ建設スル家屋ハ悉皆瓦葺又ハ屋上不燃質物ト定メ、堅ク履行可致事」と、鉄道線路に配慮した不燃性が強調されている。また、沿線への花・木の植栽についても次のように記している。

表3 埋立順序・養魚場築造方（明治16年10月芝区会案）

種別	面積（坪）	土地区分	着工期限
埋立地	1,012	本芝1丁目裏より同所4丁目裏通りまで、180間余。沼地・沼地沿い廃地。	願済みから5ヶ月で着工し、5年以内に落成の予定。
	301	芝田町2丁目裏より同所3丁目裏通りまで102間。沼地。	
	320	芝車町10番地表通り即大木戸際より南へ40間。沼地及び道路沿い廃地。	
	480	芝車町22番地表通り地先より南へ60間。同上。	
埋立地	2,820	高輪北町1番地表通り地先より同所南町境迄200間余。沼地及び道路沿い廃地。	願済みから2年の間で着工し、7年以内に落成の予定。
	400	高輪南町16番地表通り地先南角より南へ40間。同上。	
	600	高輪南町23番地表通り地先より南へ60間。同上。	
	1,773	高輪南町25番地表通り地先より南へ60間。同上。	
養魚場	5,617	芝田町6丁目9番地裏より大木戸際まで。232間。	
	1,500	芝車町31番地表通り地先より高輪北町境まで。95間。	
	2,500	高輪南町1番地表通り地先より同町15番地まで。100間。	

一花木ノ植付ハ沼地埋立落成ノ順序ニ依リ、漸次植付ヲナスモノトス、尤樹木ハ専ラ之ヲ精選シ、好氣候ヲ計リ概ネ式間ゴトニ一樹ヲ栽ユルヲ以テ適度トシ、埋立竣功ノ際ト俱ニ鉄道線路ニ沿フタル個所ハ悉皆樹木ノ在ルトナスヘシ、而シテ其保存方等ハ深く注意ヲ加ヘ、汽車ノ乗客ヲシテ永ク花時ノ観アラシムヘシ

こうした計画に基づいた芝区からの申請をうけ、東京府はその認可の方向性を決めた上で内務省に再度の伺いを提出する。明治16年12月11日のことであった²¹。

沼地埋立願之儀ニ付再伺

当府芝区本芝壱丁目ヨリ高輪南町ニ至ル鉄道線路脇沼地芝区共有地ニ下渡ノ儀ニ付、去ル明治十三年十月二十三日附ヲ以相伺候処、埋立之順序家屋建設之制限花木植付等ノ方法詳細取調、更ニ可伺出旨、本年八月十一日御指令之趣ニ依リ取調候処、別紙調書之通埋立順序等履行可致旨申出、右ハ恰当之計画ニシテ不都合ノ廉無之ト認候間、総積凡壱万七千三百式拾三坪無代下渡申度、別紙略図及調書相添、此段相伺候也

但該土工ハ急速着手致度旨申出、且広濶之水面目下実測候ハ頗ル手数ヲ要シ候ニ付、略図ヲ以相伺候儀ニ有之候間、追テ埋立竣成之上実測図調製上申可致候、此段添申候也

明治十六年十二月十一日

東京府知事 芳川 顕 正印

内務卿 山田 顕 義 殿

書面沼地埋立家屋建設等之儀ハ聞届候条、成功之上無代下渡候儀ト可心得事

明治十六年十二月廿五日

内務卿 山 縣 有 朋印

総積凡 17,323 坪を「無代下渡」とすることについて、内務卿からも了解の回答が12月25日に寄せられた。ここに、当所の出願から8年をかけて、芝区住民の公共性、公益に適う高輪沼地の埋め立て利用案が一つの到達点に達したとみてよいだろう。

翌明治17年（1885）1月15日、東京府地理課は「高輪沼地埋立順序按」を提示し、芝区長に確認を求める²²。工事着工前の最終確認ということになる。いよいよ、埋立・養魚場整備による当該地域の公益事業の開始である。

ところが、である。4月23日、前年7月に芝区長に就任していた梅田義信から意外な添申が東京府に提出されることとなる²³。

別冊決議ノ趣意ヲ致調査候処、全ク該地御下付ノ後之ヲ分割シ近傍地主ニ譲与セント欲スルニアリ、又近傍地主之実況ヲ視察スルニ各自ノ意向区々ニ出テ何レモ確實ノ目的アルニアラス、到底其一小部分ヲ割以テ私用ニ供シ、又ハ他人ニ売与セントスルニ外ナラスト見認申候、抑本区請願ノ目的ハ追々具申致候如ク、畢竟区内ノ衰頹ト該地ノ荒廃トヲ惜ミ、之ヲ埋立家屋ヲ建築シ、或ハ養魚場ヲ設ケ汎ク全区ノ公益ヲ謀リ、傍ラ都門修飾ノ一端ニモ可相成トノ見込ヨリ請願今日ニ及ヒタルニテ、単ニ近傍地主ヘ分割スルカ如キ浅陋ノ考按ヲ以テ成立タル義ニハ決シテ無之、然レハ此際区会意見ノ通処分致候テハ到底予期ノ目的ヲ達スル能ハサルハ勿論、徒ニ紛議ヲ将来ニ招クニ至ルヘクト思考候条、尚御詮議相成候様致度、此段及添申候也

明治十七年四月廿三日

芝区長 梅田義信

東京府知事 芳川 顕 正 殿

書面区会之評決ハ施行スヘカラサル儀ト心得ヘシ

明治十七年六月九日

東京府知事 芳川 顕 正

芝区会の決議について実際に調査したところ、当該地を下附された後はこれを分割して近傍の地主に譲与しようとするものであり、さらにその地主の意向を実際に視察してみると、全く区々であって確実なる目的は共有されていないという。つまり分割された土地を私用に利用したり、他人に売り渡すという以上のものではないという。本来の芝区の請願目的は埋め立てて家屋を建設し、あるいは養魚場を設けて、広く全区の公益を図るというもので、このまま区会の決議の通りすすめたのでは当初の目的を遂げることは出来ないばかりか、いたずらに将来に紛議を招くことになる。したがって、再度の御詮議を東京府に願うというのが、梅田義信芝区長の主張するところであった。

いよいよ実際の埋立事業に入るという段階で、従来区会において議決されてきた公共性・公益性の実質を問い直した結果、埋立・養魚場建設という大事業の実現は困難と判断せざるを得なかったということであろう。

これまで、芝区会の意向に寄り添いながら、内務省との交渉を続けてきた東京府であるが、区長の添申を受けて、6月9日、「書面区会之評決ハ施行スヘカラサルト心得ヘシ」と府知事から通達が下り、ここに該当地を芝区共有地として下げ渡すという計画はいったん頓挫する。

3 一括的埋立計画への転換と埋立の進行

前節で見てきたように、芝区会を基盤とした埋立計画はいよいよ事業が開始される直前で計画中止となった。だが、実はこの間、当該地をまとめて請負い埋立地・養魚場を整備しようという個人や事業者との調整が並行して進められていたのであった²⁴。

芝区高輪道路ヨリ鉄道間堀地協同物揚場ヲ除キ御払下ケ願

御府下芝区高輪堀地御払下之義、曩日楠本正隆旧職之節ヨリ養魚方法且漸次埋地之義モ

詳細書付ヲ以申出、爾後引続上願仕、且同区役所へモ再三及出願候処、右地所於今其俣ニ相成定而御都合モ可有之義ニ候得共、永遠荒蕪同様ニ被成置候而者、乍推参迷惑至極ニ奉存候、因テ更ニ及上願候間従前之夙志被聞召届相当ノ代価ヲ以テ私へ御払下ケ被仰付度奉願上候、御免准被賜候ハ、謹而御命令ニ遵ヒ、且右ニ付証人等差入候儀ニ候ハ、身元慥成者相立可申候間、此段御協議奉願上候也

明治十七年三月廿七日

山口縣士族

兒玉少介印
麴町区平川町五丁目
三十七番地寄留

東京府知事 芳川 顕 正 殿

山口県士族兒玉少介より、協同物揚場を除外した高輪道路より鉄道間堀地の払い下げ願いが、3月27日に提出された。相当の代価を以ての払い下げという点が芝区の場合と異なる。また、楠本正隆が府知事の時代より養魚方法・埋立について申し出ていたというから、明治8年12月19日ー明治12年12月12日というかなり早い時期から計画を有していたということになる。

兒玉少介は長州藩の出身、文久期の石清水行幸に供奉、癸亥丸に乗り込んで下関攘夷戦に参加するなどした経歴を有する。維新後明治政府に出仕し、工部省総務局記録課長、内閣臨時建築局庶務部長、同書記部長などを歴任、明治29年（1899）、貴族院議員に勅選されている。この間、明治12年（1879）7月には工部省雇となり、工部大輔吉井友実の属官として行動を共にすることが多かったとされ、また工部大丞を経て同13年に工部卿に就任した山尾庸三とも、同じ長州出身で深い関係を有していた。高輪沼地埋立を画策していた時期、兒玉はまさに工部省系ネットワークの中にいたのである²⁵。

なお、明治16年から内務卿に就任し、前節で紹介したように同年12月25日、従来の内務省の方針を改めて高輪沼地の埋立を承認した山県有朋もまた長州閥の中心人物であるが、兒玉はのちに山県の歌集「葉桜日記」を発行するなど、漢詩を通じてのつながりも有していた。

続いて4月2日には、伊豆七島物産会社の責任者から官有地払い下げ願が出されている²⁶。

官有地御払下願

一官有地壹万七百坪余

右ハ芝区本芝一丁目裏ヨリ品川停車場迄鉄道線路ニ沿フタル沼地及ヒ潮止メ堰共、別紙略図朱線ノ個所埋立地并ニ養魚場ノ地トシテ、芝区伊豆七島物産会社へ相当之代価ヲ以御払下被下度奉願候、然ル上ハ御許可ノ月ヨリ五ヶ月間ニハ必ラス工事ニ着手シ、向フ九ヶ年間ニハ悉皆竣功可致、且埋立地ニ建設スル家屋ハ不燃質物ヲ以テ屋上ヲ修葺シ、其他養魚場築造方法等総テ該地ニ係ル御命令堅ク遵守可仕候、本社ニ於テハ将来營業上右地所要用ニ有之候而已ナラス、数年来ノ廢地ヲシテ有用ノ地トナストキハ、従テ近傍ノ土地繁盛ニ赴キ候ハ必然ニシテ、実ニ本区金杉以南地方ノ衰頹ヲ挽回スルノ一助ト相成候勿論ニ有之、本社創立発起ノ主意ハ已ニ先年御添翰御附与之義出願之砌具ニ上申仕候通り、素ヨリ公利公益ヲ謀ルヲ目的トシ、決シテ己ノ利益ヲ謀ルモノニ無之候条、何卒特別ノ御詮議ヲ以本願御許可被成下度、依テ別紙略図相添、此段奉願候也

明治十七年四月二日

芝区伊豆七島物産会社

社長近藤孝行旅行中ニ付代兼支配人

芝区芝金杉浜町七十一番地

田島安太郎印

同幹事惣代

芝区芝新網町並十七番地

津久井市兵衛印

東京府知事 芳川 顕 正殿

こちらの願意も、埋立と養魚場の築造により数年来の廢地を有用の地とし、本区当該地域の衰頹を挽回しようとするものであったが、はじめて会社組織としての出願がなされたことになる。

伊豆七島物産会社は、明治14年（1881）4月に設立申請がなされているが、その趣旨は芝区内新橋以南高輪以東の衰頹を挽回し、伊豆七島の繁栄を図るため、物産会社を設立するというものであり、その中心人物は山田忠兵衛という人物であった²⁷。

君は神奈川県平民若林清左衛門の二男なり、天保十二年八月廿三日を以て生る、東京府平民山田徳右衛門の養子となり家督を相続す、明治二十七年第二区より衆議院議員に選ばれ、又東京市参事会員に挙げられ、又東京市収入役・会計部々長となり、後之れを辞して現今前記諸会社の重役となる（後略）（東京市芝区車町八一）

衆議院議員、東京市参事会員、東京市収入役、同会計部部長といった行政職を歴任の上、実業家、金融事業家として成功を収めていた人物像が浮かび上がる。これに東京都公文書館所蔵資料によって、少し遡った時期の経歴を追加しよう。

まず明治14年6月、東京府芝区書記に任じられる²⁸。翌15年1月、芝区長事務心得を命じられ、16年1月まで継続している²⁹。まさに地元芝区の役職をスタートとしてキャリアアップしていった人物であった。

そして注目されるのは、この時の出願者、田島安太郎と津久井市兵衛である。前節で紹介した明治14年8月8日付、「高輪続キ沼地御払下願之儀ニ付上申書」を提出した4名の内の2名が田島、津久井であり、実は伊豆七島物産会社の関係者だったのである。

ともあれ、工部省系の人脈の中にある官僚と、芝区政に関与した地域名望家を中心に設立された伊豆七島物産会社から、埋立・養魚場整備の許可願が相次いで提出され、この両者に対して6月27日付けで許可がおりることとなった。

まず兎玉に対してのもの³⁰。

書面高輪沼地之内坪数六千八百式拾坪埋立并養魚場取設之義聞届候条、埋立順序等都テ請書之通履行可致、最モ竣成之上地所下渡之義可申出事

但、地所経界及鉄道線路際埋立仕様等ハ追テ可相達事

明治十七年六月廿七日

東京府知事芳川顕正代理

東京府大書記官 銀 林 綱 男印

次が伊豆七島物産会社宛のものである³¹。

書面高輪沼地坪数壺万五百三坪之内、ル号地千七百七拾三坪ハ工部省ニ於テ所用有之ニ付之ヲ除キ、残八千七百三拾坪ノ地所埋立并養魚場取設之義聞届候条、埋立順序等都テ請書之通履行可致、最モ埋立竣成之上地所下渡之義可申出事

但、地所経界及鉄道線路際埋立仕様等ハ追テ可相達事

明治十七年六月廿七日

東京府知事芳川顕正代理

東京府大書記官 銀 林 綱 男

いずれの書面とも、埋立順序等はすべて請書の通りに履行すべしと記されているが、両者ともこれを6月23日付けで提出していた。

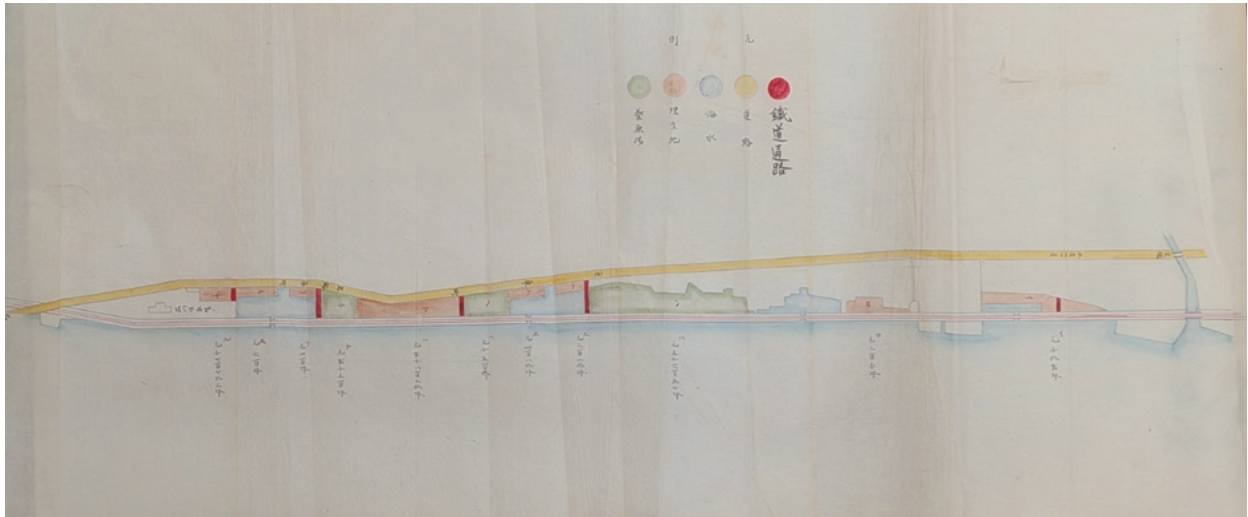


図2 伊豆七島物産会社仕様確認添付図

ここでは児玉少介が提出した請書を掲げておく³²。

高輪沼地埋立并養魚地御下渡ニ付御請書

第一条 埋立地ニ建設スル家屋は悉皆瓦葺又ハ屋上不燃質物ト定メ、鐵道線路ニ接スル場所ハ陸側鐵線ヨリ七間ノ距離ヲ除キ其他墻塀等ハ花木並植線以内ニ取設クヘキモノトス、若シ此制限ニ悖ルトキハ自費ヲ以テ取除クヘシ

第二条 養魚場ハ花木並植線以内ニ於テ最モ堅固ナル土止ヲ設ケテ崩落ナキ様築造スヘシ、若シ鐵道線路ニ障害ヲ来シ、又ハ汚水停滞等不潔ノコトアルトキハ速ニ改修スヘシ

第三条 花木植付方ハ鐵道線路ノ方ヘ陸側鐵線ヨリ四間ノ距離ヲ除キ、二間毎ニ一樹ヲ栽植スヘシ

第四条 図面ヘトチノ地即埋立地一ヶ所、此坪数貳千八百貳拾坪、養魚場ニヶ所、此坪数四千坪ニシテ、御許可ノ月ヨリニヶ年以内ニ着手シ向七ヶ年間ニ竣功スヘシ、若シ其年限内竣功セサルトキハ該工事ニ属スル労費ヲ擲棄シ其戻返地シ、該地ニ在ル家屋墻塀及栽植物ハ自費ヲ以テ取除クヘシ

第五条 埋立地養魚場共竣功以前ニ於テ該地ノ起功ヲ他ニ譲与スルトキハ、其都度御認許ヲ請ケ、規約書ノ署名ヲ改ムヘシ

前書之通敬而履行可仕候也

明治十七年六月廿三日

東京府麹町区平河町五丁目三十七番地

山口県士族 児 玉 少 介

埋立地に設置する建物に関する制限は沿線火災への配慮から瓦葺、又屋上は不燃性のものとされ、養魚場については最高レベルでの土留めが求められている。さらに植栽の位置、起工と竣功までの時期設定がなされ、最後に途中で竣功権を譲与する際の注意事項が書かれている。

同様の請書が伊豆七島物産会社からも提出されるが、埋立地・養魚場にはイロハニホヘトチリヌルまでの符号が割り当てられており、児玉がヘトチを、伊豆七島物産会社がイロハニホ、及びリヌルを担当することとなっていたが、先の引用にあったとおり、「ル号地千七百七拾三坪ハ工部省ニ於テ所用有之ニ付之ヲ除」くこととなっている。

この工事の概要を一覧すると前掲図2のような形になる。³³

この図から埋立の具体的な様相がイメージできる。工事許可が出されると間もなく、6月30日に東京府は鉄道局長宛に線路沿いの工事仕様について確認を求める³⁴。

高輪沼地埋立之儀、山口県土族児玉少介并伊豆七島物産会社へ御許可相成候ニ付、地所境界并鉄道線路際埋立仕様書御達可相成筈ニ有之候間、左按之通鉄道局長へ御照会相成可然哉、此段相伺候也

按

鉄道局長宛

長官代理

芝区本芝一丁目より高輪南町ニ至ル鉄道線路脇沼地之儀、先年芝区共有地ニ下渡出願候得共、詮議之次第有之認許不致、更ニ山口県土族児玉少介并伊豆七島物産会社より出願ニ付、別紙写之通請書ヲ徴シ埋立方致許可候、就テハ鉄道線路沿之場所該敷地之幅員ヲ除キ埋立候テハ間地を生シ、夫カ為メ土止等無益之労費ヲ要シ候ニ付、別紙略図朱線内即鉄道線迄埋立候様可相達ト存候、右ニテ御差支之儀無之候哉、此段及御照会候条、至急御回報有之度候也

追テ鉄道線路側面へ石垣築造有之候場所ハ、該石垣ヲ取除カス其俟埋立候様可相達ト存候、此段為念申添候也

この中で次の2点が興味深い。1つは、鉄道線路沿いの場所は該敷地の幅員を除いて埋立てると、新たな埋立地と既設の鉄道線敷地の間に無駄な空間が生じ、そのため土留め等に無益の労費がかかるので、鉄道線まで埋め立てるように申しつきたいとしている点である。すでに東京府と工部省の間では、高輪敷地をやがて陸続きにすることでその脆弱性から回避することが共通理解とされていたから、その確認がなされていると見ることもできよう。

今1つは、鉄道線路側面へ石垣を築造している場所については、既存の石垣を取り除かずにそのまま埋め立てよう申しつきたいと述べている点である。これまで紹介してきた埋立願のいくつかにも記されていたように、鉄道線陸地側に付設された石材を用いた土留は、高輪築堤の一部にしか施されていなかったものと思われ、そのことはここに添付された「高輪埋立地横断面略図」からも明らかであろう。すなわち、ここには、高輪往還側には石材による土留めを明示しながら、鉄道線敷地側には何も記していないのである。

先の石垣がある場所については取り除かないという文言と合わせて判断するに、石垣が設置されていないのが常態であったものと考えてよいだろう。こうした高輪築堤陸地側の脆弱性は、児玉少介及び伊豆七島物産会社による埋立工事、養魚場整備工事を機に補強されていくことになる。

明治17年11月27日、伊豆七島物産会社社長代兼支配人・田島安太郎他1名より「埋立地及ヒ養魚場築造工事着手ノ儀ニ付御届」³⁵が出され、いよいよ工事が始まっていく。

工事の具体的な方法や、請負業者等に関する情報は残念ながら知ることができない。しかし、翌18年中にいくつかの工事内容の変更を伴いながら着々と進展し、事前に申請していた工期よりも早く竣功を見たようで、明治19年（1886）3月には、完成した埋立地・養魚場を

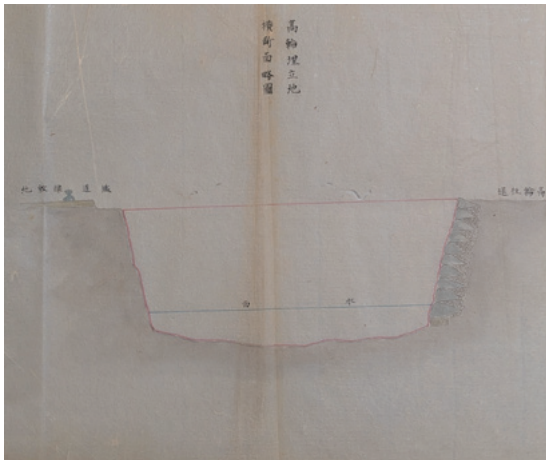


図3 高輪埋立地横断面略図

払い下げるにあたり地券の発行が始まり³⁶、21年頃にかけて埋立完成と事後処理が重ねられていく³⁷。

紆余曲折を経てきた高輪築堤と陸地側の間の空間は、埋立地、養魚場設置により有効活用され、衰退傾向にあった芝・高輪地域の活性化に寄与する「公益」をもたらすとともに、鉄道開業以来設置当事者がその保全上願ってきた埋立を実現し、「国益」としての鉄道の安全性を高めることにも寄与することとなったのである。

おわりに

これまでの高輪築堤研究で抜け落ちていた、明治8年（1875）から同21年頃にかけての動向に光を当ててきた。ここで得られた成果を整理していきたい。

第一に、高輪築堤の完成からわずか2、3年経過した段階で、築堤と陸地との間の空間は、橋梁付近の汐入地を除いて沼地化していたという環境変化が明らかとなった。しかも沼地部分には下水・汚水が流入し環境悪化や陸地側道路の保全にも影響を与えかねない状況を生んでいたのがあった。

第二に、高輪築堤の当初の築造に係る情報を窺うことができた。それは、豪雨の際などに築堤擁壁の崩壊が発生しその度に修繕を余儀なくされているという状況で、その要因として石垣による土留めが施されていない部分があったことが指摘される。いや、いくつかの情報をまとめてみると、むしろ鉄道線路敷地の陸地側には石材による土留めが施されていないことが常態であったといえそうである。そして、この状態は鉄道線路の保全に当たる工部省自身が認識しており、いくつかの埋立出願計画に対して、本来築堤と陸地側の間はすべて埋め立てること十全な保全ができると考えており、出願者が埋め立てること自体には賛成の立場を取っていたのであった。

第三に、大部分が沼地化していた土地を埋立等によって有効活用することで、無用の廢地を活かし、以て鉄道開業以来衰頹していた当該地の挽回につなげ、さらに鉄道線路保全のためにもなるという論理で、埋立計画が多数出願されたことが確認できた。当初明治8年に個人出願の計画が相次いで提出され、結局内務省の分割入札を検討せよとの意向ですべて却下された。しかし、次の段階では芝地域の地主・住民らが、はじめは大区小区制の枠組みで、大区小区制の廃止後は新たに設けられた芝区会という枠組みで、無代価での土地払い下げを受けて埋立を行い、そこからの地代収入を貧民救済等に当て、当該地域の「公益」とする論理が組み立てられていく。また、この過程で埋立箇所や養魚場構想も具体化していったのである。

第四に、しかしこの区会を基盤とした構想が、実際の工事施工やその後の経営について限界を露呈すると、児玉少介や山田忠兵衛といった官界・政界・実業界にネットワークを有するリーダーがこれを継承し、ついに埋立地と養魚場によってかつての「高輪沼地」という「廢地」を有用な空間に変えて見せた。ここに芝・高輪地域の「公益」と鉄道路線の「国益」が

共存する道が開けたことになろう。

第三、第四の過程をたどることは、高輪築堤の歴史的意義を近代化遺産としてだけではなく、地域文化遺産として捉え直し、教育実践に活かす上でも重要であろう。

本稿では東京府文書の内、『稟議録・市街地理・第4号〈租税課〉』、『回議録・高輪沼地ノ部〈地理課〉自明治13年至18年』という2冊の簿冊に含まれる史料に依拠しながら検討を進めてきた。明治10年12月に定められた「編綴例」により、東京府文書の編綴ルールと名称が統一された。回議録は「人民願伺等其他上局ノ指揮ヲ得テ処分了結スルモノヲ編入」するものであり、稟議録は「官省ノ伺ヲ経タルモノヲ編入」するものであった。

高輪築堤陸地側の広大な空間の埋立利用については、地籍の調査・確定を経て、将来的な府税収入が展望される事案であるから租税課がこれを担当した。明治16年6月に東京府租税課地理掛が廃止となり、「地理課」が置かれた。地籍の調査・確定を伴う埋立事業は地理課に継承されたとみてよい。こうして、上記の簿冊が作成されたのである。有機的なつながりのある一連の公文書を統一ルールに従って編綴するという、明治前半期からの文書管理のおかげで、私たちは複雑な過程を経て取り組まれた、高輪築堤陸地側空間の環境変化と利活用の実相に迫ることができたことになる。

-
- 1 鉄道省編『日本鉄道史』上篇（1921年、鉄道省）、日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第1巻、第2巻、復刻版（1997年、成山堂書店）、『概説・高輪築堤』（2022年、港区教育委員会）、鈴木 美和・斉藤 進「高輪築堤跡の調査と課題」『日本歴史』921号（2025年2月）、東日本旅客鉄道株式会社『「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における保存活用計画書』（2025年、東日本旅客鉄道株式会社）
 - 2 明治3年『鉄道築造書類綴込』1～3（請求番号605.B6.04～06）、明治4年『鉄道一件』1～5（請求番号605.C5.11～15）の計8冊。鉄道布設に伴って用地取得のため屋敷・家作の調査・折衝・補償事務等を担当した東京府常務局邸宅掛が編綴した簿冊である。
 - 3 「上田富蔵外1名高輪鉄道線脇溜池埋立願之件」、前掲『稟議録』、545-547コマ。以下、簿冊内の件名へのアクセスのため、東京都公文書館でのデジタル閲覧に際し、画面右側に表示されるコマ番号を適宜表記する。
 - 4 前掲『稟議録』594コマ
 - 5 前掲『稟議録』595-596コマ
 - 6 前掲『稟議録』530コマ
 - 7 前掲『稟議録』497-499コマ
 - 8 前掲『稟議録』548-554コマ
 - 9 前掲『稟議録』590-592コマ
 - 10 前掲『稟議録』593コマ
 - 11 「高輪埋立地無代価払下の義芝区長より区会の決議を添上申の件」『回議録・高輪沼地ノ部〈地理課〉自明治13年至18年』、請求番号615.A8.15、95-96コマ
 - 12 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』79-88コマ
 - 13 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』366コマ
 - 14 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』34-37コマ
 - 15 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』31-33コマ
 - 16 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』30コマ
 - 17 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』26-29コマ
 - 18 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』14-17コマ
 - 19 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』367コマ
 - 20 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』132-136コマ
 - 21 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』126-131コマ
 - 22 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』115-123コマ。なお、明治16年6月29日に東京府租税課地理掛が廃止となり、「地理課」
-

が置かれた。地籍の調査・確定を伴う埋立事業は地理課に継承されたとみてよい。

- 23 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』371 コマ
- 24 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』291 コマ
- 25 『近世防長人名辞典』、『幕末維新大人名事典』、古谷昌二「平野富二ー明治産業近代化のパイオニア」
<https://hirano-tomiji.jp/%e5%b9%b3-%e9%87%8e-%e5%af%8c-%e4%ba%8c>
- 26 『回議録・第10類・伊豆七島 〈勸業課〉明治13年～明治14年』、請求番号611.C7.01、707-718 コマ
- 27 『人事興信録 明治三十六年四月刊行』国立国会図書館デジタルコレクション
- 28 『第1種 秘書*進退原議・貳区吏新任昇給部・冊ノ2』、請求番号601.A4.05
- 29 『第1種 秘書*進退録・冊ノ10』、請求番号601.A5.12、『第1種 秘書*進退原議・冊ノ5』、請求番号601.A5.18、『本府命令 〈記録掛〉』、請求番号、613.A2.07
- 30 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』373-374 コマ
- 31 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』376 コマ
- 32 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』270 コマ
- 33 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』286 コマ
- 34 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』262-265 コマ
- 35 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』172 コマ
- 36 『訓令 明治19年』、請求番号615.B2.16
- 37 『普通第2種 願伺届録・雑・1 〈庶務課地籍掛〉』、請求番号617.A3.08、『普通第2種 願伺届録・雑・3 〈庶務課地籍掛〉』、請求番号617.A3.09

【新刊紹介】

都史資料集成Ⅱ 第6巻

元公文書館 史料編さん担当専門員
小野 美里

はじめに

『都史資料集成』は、三多摩地域の旧東京府編入以後の明治27（1894）年以降を対象に、近現代の東京に関する基本的資料を収録するテーマ別の資料集である。平成25年度からは、第Ⅱ期として『都史資料集成Ⅱ』を刊行中である。本稿では、本年度刊行の『都史資料集成Ⅱ』第6巻について、その概要を紹介したい。

1 本書のテーマと構成

本書は、高度経済成長期を迎えた昭和30年代を主な対象とし、＜「都市公害」の時代＞をテーマに、この時期噴出した都市問題の中で大きな比重を占め、「都市公害」（以下、括弧を略す。）と総称された問題に関する資料を収録した¹。

昭和20年代太平洋戦争による空襲で大きな被害を受けた東京都（以下、「都」という。）は、終戦後は連合国軍による占領の下、厳しい財政的制約の中で緊急対策や諸施設の復旧にあたった。しかし本格的な復興事業が進まないうちに、再び人口増加が進行し、朝鮮戦争を契機に、経済活動も活性化した。

そして昭和30年代には高度経済成長期を迎え、昭和37年（1962）には都民人口一千万を超えた。都民所得も驚異的な伸長をみせたが、一方その負の側面である大気汚染や騒音振動、地盤沈下、悪臭、水質汚濁等の諸現象の一層の拡大と複雑化に直面する。そこで昭和35年（1960）、都は新設の首都整備局に都市公害部を設け、公害対策の一元化と推進を図った²。

これら諸現象はいずれも深刻であったが、そのうち都においていち早く社会問題化したのは水質汚濁であり、本書ではこの問題を主軸に構成した。

ここで都市における水の用途を確認しておくとして、第一に、飲料・生活用水として、住民の健康や生活に直結する。第二に、農業・漁業・工業いずれの生産活動にも不可欠な資源である。第三には、レクリエーション・スポーツ等での活用や都市美化の観点から、良好な環境が望まれる要素である。

しかし昭和30年代の都では、下水道施設が整わないまま、急激な人口増と経済成長を迎え、河川・湖沼・港湾その他公共に用いられる水路等（以下、「公共用水域」という。）の汚染が進行した。その主因は河川の水質悪化にあり、濁った河川は悪臭を放ち、農業・漁業に影響が開始した。昭和33年（1958）、江戸川下流で東京内湾の漁業者と沿岸の製紙工場との間に

大きな衝突事件が起こったことで、国も法整備を急ぎ、同年中に水質二法と呼ばれる法律（後述）が制定された。

このように水質汚濁は、良好な水環境を前提とする生産活動に打撃を与え、真っ先に社会問題化し、国の法整備を促した。その結果、早くから国と都双方の施策が緊張感を保ちながら展開した点で、他の公害問題とは異なる様相をみせた。

加えて昭和34年(1959)、5年後の第18回オリンピック競技大会の東京開催が決定すると、都市美化の観点から河川の浄化が課題となる。河川の汚濁は、首都としての体面に関わる問題でもあった。さらに首都圏整備事業³と関連し、多摩地域の開発が活発になると、多摩川の汚染が進行し、上水（水道水）への影響、すなわち都民の健康への影響が懸念された。

以上のように、大都市・東京における水質問題は、人々の健康的な生活や、様々な営みに直結する。だからこそ、これまでにない規模の汚染の進行は、行政にとって放置できない問題となった。

本書が対象とする昭和30年代は、国と都の計画・政策と、都市問題への対処が、複雑に絡まりながら展開する時期であり、水質汚濁問題をはじめとする都市公害は、この時期の都政を理解する上で有効な視角の一つといえよう。

以上を踏まえ、本書は以下のように構成した。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 第一 都条例による公害規制 | 第二 深刻化する水質汚濁と水質二法の制定 |
| 第三 公害行政の一元化 | 第四 「都市公害」対策の展開 |
| 第五 東都政下の到達点 | |

2 本書の関連資料について

<東京都公文書館所蔵資料>

●東京都文書

重要施策の検討・決定資料：庁議・首脳部会議文書

東京都では、最高幹部が都の重要事項を討議・決定する会議体として、昭和24年(1949)より庁議を設置した。この庁議の場で、公害に関する重要事項について検討された記録がある。

昭和37年(1962)9月には東京都庁議規則の改正があり⁴、庁議に付議する事項を予め協議する場として「事前協議」が創設され、別名「首脳部会議」といわれた。その後39年8月東京都庁議等設置及び運営に関する規則が制定されると、「事前協議」は廃止され、代わりに「首脳部会議」が庁議に付議すべき事案を事前に検討する場に位置付けられた⁵。したがって首脳部会議の文書のなかにも、庁議に付議する前に検討された公害関係の記録がある。

公害対策に関する公文書

当館には、現時点で都市公害部が作成・收受した公文書は移管されていない。ただし同部の成立(昭和35年)以前は、複数の局がそれぞれ管轄する範囲で公害対策にあたり、同部成立後も公害問題と密接な関係をもったため、担当各局(広報渉外・経済・建設・衛生・清掃・水道・下水道局等)が関与する都文書に、公害問題に関する文書が含まれることがある⁶。

また各局が起案した条例規則類の案は、総務局文書課が一元的に処理し、議会に提案したため、公害行政や担当部局の設置・改編に関わる条例規則類の起案文書が、総務局が作成・收受する文書に含まれる⁷。

●庁内刊行物⁸

都が制定した条例規則類を登載する刊行物として、『東京都公報』があり、公害に関わるものの条文を確認することが可能である。

各年度の都市公害部の施策の概要は、毎年刊行される『都政概要』『行政資料集録』により把握することができる。また都市公害部（のち公害局）でも、『東京都における都市公害の概況』等と題する刊行物を不定期に刊行し、その時々々の状況を概括した。

また都市公害部が作成した刊行物のうち、重要なものの一つに、東京都都市公害対策審議会の議事録がある。

この議事録は、総会・部会・小委員会それぞれについて作成され、公害という未知の問題に対し、専門家の力を借りて、何に重点を置いて政策を立案したかを跡付ける貴重な記録である。当館で欠号となっている議事録については、他機関の所蔵調査を行い（詳細は【表3】参照）、本書には初期の議事録の一部を収録した。

なお既述のように、公害問題に関わる都の局は複数にわたるため、それぞれの局が作成した刊行物の中にも、公害関係のものが含まれている。



【図1-1】東京都文化スライド第72輯『川をきれいに』（昭和33年6月）



【図1-2】同第94輯『ばい煙と騒音』（昭和35年4月）

●視聴覚資料

東京都文化スライド（のち東京都広報スライド）

当館では視聴覚資料として、昭和27年から44年まで製作された「東京都文化（広報）スライド」を所蔵している。そのなかに、東京都文化スライド第72輯『川をきれいに』（昭和33年6月）・第94輯『ばい煙と騒音』（昭和35年4月）、東京都広報スライド第144輯『都市公害』（昭和40年9月）などの関連タイトルがある¹⁰。

東京都広報写真

戦後都の広報担当部局が撮影・使用した広報写真のうち、当館が引き継いだ写真の中に、都が公害対策に取り組む様子を映したのものがある（【図2】は一例）。



【図2】広報車「川をきれいにする運動」（昭和34年7月28日）
出典：東京都広報写真 25371

当該資料の一部は、当館デジタルアーカイブで公開されている（情報検索システム資料種別：視聴覚資料）。このほか、現在の広報担当（政策企画局戦略広報部戦略広報課戦略広報担当）においてもホームページ上で都政記録写真を公開している¹¹。

<他機関の所蔵資料>

●東京都環境科学研究所資料室 所蔵資料

同研究所は、昭和43年（1968）美濃部亮吉都政下に発足した東京都公害研究所の後継組織であり、資料室に都の公害行政に関わる文書・刊行物を豊富に所蔵する。全国の自治体等が作成した公害関係の刊行物や公害に関わる図書類も多い。

ここには他の機関にはない都市公害部の刊行物の所蔵があり、その中に東京都都市公害対策審議会の成立以来の議事録等も含まれ、都の公害研究を行う上で重要な資料を利用に供している¹²。

●その他

上記以外の公共図書館・大学図書館・資料館等でも、都が作成した公害関係の刊行物の所蔵があり、本書では都立中央図書館、国立国会図書館が所蔵する資料を収録した。

<収録外の資料>

●都議会・国会の会議録

地方自治法に基づいて都議会に権限がある事案（条例の制定・改廃、予算・決算・契約の議決、陳情受理等）のうち、公害に関するものの議事録類は、当館だけでなく、都議会図書館にも所蔵がある。

後述する水質二法（昭和33年）やばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和37年）等、国が制定した公害に関する法律については、国立公文書館に関連文書が所蔵されている。またこれに伴う国会での議事については、国立国会図書館の所蔵資料によって確認できる。

●具体的な紛争に関わる記録・議事録等

紛争に関する具体的記述を多く含むため、口絵に掲載があるもののほかは、本書に収録していないが、当館閲覧室での利用が可能である。

●都民の声

当該期の都では、公害に伴う苦情・陳情等の統計調査を実施しただけでなく、都民から直接意見等を聴取する機会を設けていたことが、その報告書等からわかっている¹³。紙幅の都合で本書には掲載できなかったが、これらの記録は、都民が公害についてどう受け止めていたかを垣間見る重要な資料といえよう。

3 各章の概要

第一 都条例による公害規制

この章では、本書の主たる対象の前史というべき昭和20年代の公害対策を扱った。

東京都においては昭和24年8月東京都工場公害防止条例及び同施行規則を制定した。その背景には、昭和22年の労働基準法の制定があった。同法の制定により、工場法（明治44年（1911）制定、大正5年（1916）施行）が廃止されると、これを根拠とする工場取締規則も失効した。戦前の東京府（昭和18年7月以後東京都）時代には、同規則が公害を一定程度規制する役目を果たしていたが、労働基準法にはその性格はない。そのため工場の立地や環境への悪影響に対し、何も制約がかからない状態となった。こうした事態に全国に先駆け

て対処したのが、都の工場公害防止条例であった。

同条例は、戦前以来の工場取締規則をベースに、工場に公害防止設備の設置を義務づけ、工場の新增設・用途変更・機械設備の新增設等に対し、認可制度をとった¹⁴。

また本章では、騒音防止に関する条例（昭和29年（1954）1月）、東京都ばい煙防止条例（昭和30年10月）の制定に関する資料を収録し、条例制定により都が独自にどのような対策を講じたかを示した。

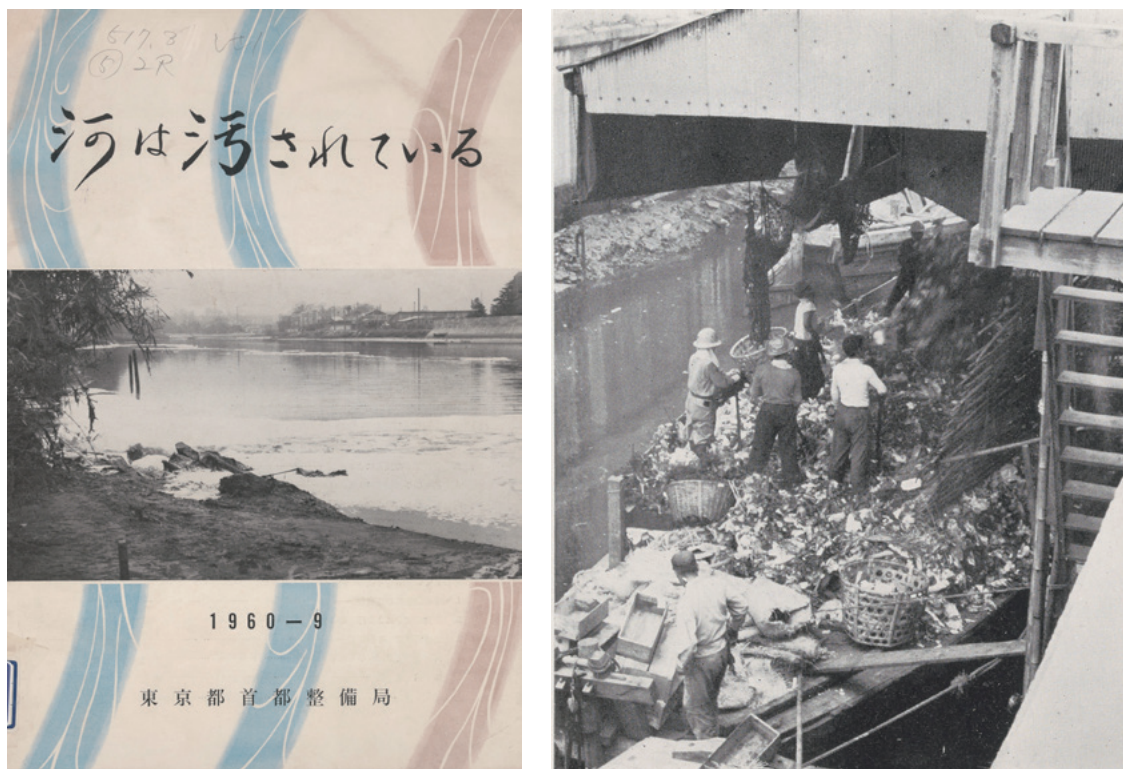
第二 深刻化する水質汚濁と水質二法の制定

この章では、昭和30年代に入ってからからの状況、具体的には、水質汚濁の深刻化と紛争の発生、及び水質二法の制定とその運用に関する資料を収録した。

水質二法とは、昭和33年（1958）に制定された公共用水域の水質の保全に関する法律と、工場排水等の規制に関する法律である（以下前者を「水質保全法」、後者を「工場排水規制法」、本稿では総称して「水質二法」という。）。

水質保全法が規定する事項は、大きく二つに分かれる。その第一は、水質基準の設定で、汚濁の著しい特定の地域を指定し、その水域に出される排水に水質基準を定め、汚濁の規制を図ることにあり、その設定は、経済企画庁内の水質審議会が行った。

その第二は、仲介員制度、すなわち水質汚濁に起因する紛争を処理するための制度である。仲介員制度は各都道府県におかれ、一般公益を代表する人物、及び工業・農業・水産業その他の産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する人物のうちから、知事が毎年15人以内の仲介員候補者を委嘱した。都では昭和35年2月に、仲介員候補者15名が委嘱され、仲介制度の運営要綱が定められている。



【図3】東京都首都整備局『河は汚されている』昭和35年（請求番号：都市C71）

工場排水規制法は、水質保全法により定められた水質基準に適合するよう、製造業等の施設から排出される汚水等の処理の規制を図るものであった。しかしほとんどの規制権限が国の省庁（通商産業・厚生・運輸・大蔵・農林の各省等）に属し、知事の権限は規模の小さい一部の業種に限られた。

また水質二法に基づき実際に規制が開始されるまでには、長い年月を要した。都の河川で、水域の指定・水質基準の設定が始まったのは、4年後の昭和37年（1962）4月の江戸川水域からである。さらにその2年後、隅田川水域（「荒川水域甲」昭和39年8月）が指定され、都内のほぼ全ての水域が指定水域となったのは、昭和42年（1967）2月のことだった¹⁵。

第三 公害行政の一元化

この章では、首都整備局の新設に伴う都市公害部の成立（昭和35年）と、それ以後の公害対策の展開に関わる資料を扱った。

首都整備局は、これまで都市整備に関わる業務を担当していた複数局、すなわち広報渉外局（国土総合開発事業・首都圏整備事業を担当）、建設局（都市計画を担当）、建築局（建築規制を担当）の機能を統合し、計画の執行機能を強化するために、昭和35年7月2日に成立した。

昭和25年（1950）に制定された首都建設法は、所期の効果をあげなかったが、新たに制定された首都圏整備法（昭和31年（1956）施行）では、東京の周辺地域を一体とした首都圏を設定し、首都の過大化の防止と重要施設の整備促進を図る計画が推進されることとなった。

【表1】首都整備局都市公害部の幹部職員

年次※	昭和36年3月		昭和37年8月		昭和38年10月		昭和40年3月	
役職	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男
	部長	野尻高経	部長	野尻高経	部長	山畑禄郎	部長	藤井頼一
	計画課長	富沢操	計画課長	笹本四郎	計画課長	笹本四郎	計画課長	笹本四郎
	環境課長	大野達二	環境課長	大野達二	環境課長	大野達二	環境課長	川浪嘉明
			水質保全課長	山田一利	水質保全課長	山田一利	水質保全課長	山田一利
	工場公害課長	安保勇三郎	工場施設課長	小林茂	工場施設課長	脇坂忠良	工場施設課長	脇坂忠良
出典	『東京都職員名簿 昭和36年度版』 東京都総務局人事部監修 官界 新報社 昭和36年3月		『東京都職員名簿 昭和37年度版』 東京都総務局人事部監修 官界 新報社 昭和37年8月		『東京都職員名簿 昭和38年度版』 東京都総務局人事部監修 行政 技術研究所 昭和38年10月		『東京都職員名簿 昭和40年度版』 東京都総務局人事部監修 行政 技術研究所 昭和40年3月	
年次※	昭和41年3月		昭和42年4月		昭和44年11月		昭和45年11月	
役職	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	山田正男	局長(首都整備局)	石井興良	局長(首都整備局)	橋本博夫
	部長	藤井頼一	部長	富沢操	公害防止計画部長	村松嘉徳	公害防止企画部長	井原平
	計画課長	笹本四郎	計画課長	笹本四郎	公害規制部長	石田辰次郎	公害防止部長	川浪嘉明
	環境課長	川浪嘉明	環境課長	川浪嘉明	公害研究所 所長	戒能通孝	公害規制部長	石田辰次郎
	水質保全課長	山田一利	水質保全課長	野間久生			公害研究所 所長	戒能通孝
	工場施設課長	関節夫	工場施設課長	関節夫				
	産業保安課長	大久保秀政	産業保安課長	三上主啓				
出典	『東京都職員名簿 昭和41年度版』 東京都総務局人事部監修 行政技 術研究所 昭和41年3月		『東京都職員名簿 昭和42年度版』 東京都総務局人事部監修 行政技 術研究所 昭和42年4月		『東京都職員名簿 昭和44年版』 東京都総務局人事部職員課 昭和 44年11月		『東京都職員名簿 昭和45年版』 上東京都総務局人事部職員課 昭 和45年11月	

※典拠となる名簿には、どの時点で作成したかが明記されていないため、刊行年月を示した。

都も同事業を最重要事業の一つに位置付け、首都圏という新たな枠組みから、これまでの都市計画を再考した。昭和32年度以降、都では首都圏整備委員会が決定した事業計画に基づき、執行する事業の予算が計上されている。

この事業を強力に進めるべく成立したのが首都整備局であり、その中で公害問題を専門に担う部として登場したのが、都市公害部である。同部成立以後、公害問題に対処する審議会等が設置され、国への要望提出のほか、各種調査の実施、事業者への助成・指導、都民の啓発活動など、都の公害行政は新たな展開をみせた（幹部職員の変遷や都市公害部の機構は【表1、2】を参照）。

【表2】都市公害部 組織の変遷

主要事項	(部発足前)	昭和35.7.2 部の発足	
組織			
	37.4.1 水質保全課の新設	40.7.17 産業保安課の新設及び局間移動	
主要事項	43.4.1 東京都公害研究所の新設及びこれに伴う組織改正(一部一研究所)	44.4.1 区市等へ事務委任に伴う組織改正	44.7.5 東京都公害防止条例制定に伴う執行体制の強化(二部一研究所)(次長制を敷く)
組織			

本章では、この都市公害部の成立前後の文書や、昭和35年10月に設置された都市公害対策審議会・都市公害紛争調整委員会の設置に関する資料を収録した。

とくに都市公害対策審議会は、都市公害対策の計画樹立、都市公害の基準、都市公害の防止策を調査審議するものとして設置され、都の公害行政の立案に大きな影響を与えた。

会長は都知事とし、委員は学識経験者・都議会議員・関係行政機関の職員・東京都の職員、それぞれ9人以内合計36人以内とされた。審議会の構成員となったのは、理工学系、あるいは都市計画・公衆衛生を専門とする第一人者等で、その他経済団体幹部も含まれていた。都職員からは、都市公害部の他、関係各局の局長クラスが加わり、国の官庁（運輸・厚生・通商産業・建設の各省、経済企画庁など）の職員も名を連ねている。

審議会にはこのほか、臨時委員や、専門事項を調査するため専門委員がおかれた。専門委員については、関連する理工学系の専門家を中心に構成されている。

また公害現象ごとに部会が設置され、互選により部会長が定められた。「騒音・振動関係部会」や「大気汚染関係部会」の構成員には、一部民間の産業関係者も含まれるが、水質汚濁を扱う「水質悪臭部会」については、理工学系を中心とする専門家のほか、建設省や経済企画庁といった国の職員が含まれるのが特徴的であった。



【図4】第1回東京都都市公害対策審議会（昭和35年11月 於都道府県会館）
出典：東京都広報写真 27979（右） 27980（左）

第四 「都市公害」対策の展開

この章では、都市公害部成立後の都の政策の展開を、いくつかの側面から見ていった。具体的には、都市公害対策審議会の答申、隅田川対策、事業者への指導・助成、及び多摩川汚染対策に関する資料などを収録している。

都市公害対策審議会の答申については、提出後にこれをうけた調査・試験が実施されただけでなく、国の機関等に要望が出されたほか、国の規制が及ばない項目に対して、都独自の基準設定や行政指導が行われた。たとえ答申がすぐに政策に反映されなくても、数年後に都や国の施策に影響を与えることもあり、この時期同審議会答申が持った意味は、かなり重要だったと考えられる。

【表3】東京都都市公害対策審議会議事録一覧（昭和35年～昭和43年 水質悪臭関連）

作成年 (昭和)	資料名	開催日	対応答申	所蔵機関
総会				A：東京都公文書館 B：東京都環境科学研究所 C：東京都立中央図書館 D：国会図書館
35	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第1回及び第2回）	昭和35年11月15日 昭和35年12月8日		B
36	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第3回）	昭和36年5月8日	第1号 (昭和36年5月)	B
37	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第4回）	昭和37年3月31日	第2号 (昭和37年3月)	A
38	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第5回）	昭和38年3月28日	第3号 (昭和38年3月)	D
39	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第6回）	昭和39年3月30日	第4号 (昭和39年3月)	B
40	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第7回）	昭和40年3月26日	第5号 (昭和40年3月)	A
41	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第8回 第9回）	昭和40年11月8日 昭和41年3月31日	第6号 (昭和40年11月) 第7号 (昭和41年3月)	A
42	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第10回）	昭和42年3月23日	第8号 (昭和42年3月)	A
43	東京都都市公害対策審議会 総会議事録（第11回）	昭和43年3月22日	第9号 (昭和43年3月)	C
水質悪臭関係部会				
36	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第1回）	昭和36年2月1日		B
36	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第2回）	昭和36年3月24日	第1号 (昭和36年5月)	B
36	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第2回）	昭和36年7月24日		B
37	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第4回）	昭和37年3月28日	第2号 (昭和37年3月)	A
37	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第5回）	昭和37年7月17日		B
38	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第6回）	昭和38年3月22日	第3号 (昭和38年3月)	D
38	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第7回）	昭和38年10月18日		B
39	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第8回）	昭和39年3月26日	第4号 (昭和39年3月)	B
39	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第9回）	昭和39年10月16日		A
40	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第10回）	昭和40年3月23日	第5号 (昭和40年3月)	A
41	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第11回）	昭和41年3月29日	第6号 (昭和40年11月)	A
42	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第12回）	昭和42年3月15日	第8号 (昭和42年3月)	A
43	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会議事録（第13回）	昭和43年3月10日	第9号 (昭和43年3月)	C
小委員会				
37	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会 小委員会経過 昭和36年度	昭和36年8月～37年2月 隅田川小委員会 4回 多摩川小委員会 5回		A
38	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会 小委員会経過 1	昭和37年9月 隅田川小委員会 2回 多摩川小委員会 2回		B
39	東京都都市公害対策審議会 水質悪臭関係部会 小委員会経過	昭和38年11月～39年1月 隅田川小委員会 1回 多摩川小委員会 3回		B

第五 東都政下の到達点

この章では、東龍太郎知事の任期が終わり、美濃部亮吉知事による都政が始まる時期に作成された資料を収録した。

本章、すなわち本書の最後に掲載する資料として、昭和42年（1967）10月に開催された庁議の要録を掲載した。この庁議の場では、それまでの公害対策のあゆみを取りまとめた資料が提示され、この時点での到達点と、残された課題が総括されている。

このとき美濃部知事は「現在の都市問題中の道路、交通、河川等すべてこれ公害であるが、この際狭義の公害を報告してもらい、都政白書の中で行くべき路線をはつきり打ち出したい〔傍点は引用者〕」と発言している。同知事がこの場での報告内容、すなわち都市公害を「狭義の公害」とし、自身はより広く公害を捉えている発言は、注目に値しよう。その数年後、昭和44年に都市公害部は廃止となり、公害防止計画部・公害規制部・東京都公害研究所に再編されたように、都市公害という語は、ほぼ都庁で使われなくなっていく。

4 その後の公害行政

ここでは、本書の対象時期以後における都の公害対策の展開を見ておきたい。

地域開発や重化学工業化・自動車普及の進展等をうけ、公害問題が全国に広まる中、国は昭和40年（1965）9月に公害審議会を設置、その答申をうけ42年7月には公害対策基本法を制定した。同法には「経済発展との調和」原則が盛り込まれたことはよく知られているが、同法の制定によっても、都の公害の深刻化には歯止めはかからなかった。

そこで都は独自に積極的施策を進め、昭和43年4月に東京都公害研究所を発足させ、翌44年7月には都市公害部を廃止して、公害防止計画部・公害規制部・東京都公害研究所に再編した。

なお同年7月には、東京都公害防止条例が制定され（翌年4月施行）、従来の都の条例と国の法律の重複・混乱を調整するとともに、都の責務の明示・規制対象の拡大が図られた。これに先立つ44年4月には、各区に公害課が設置され、都は騒音に関わる一部の事務等を23特別区長、16市町（青梅市を除く）と狛江町長に委任した。

翌45年10月には、首都整備局から公害局が独立し、次いで46年1月、都は「都民を公害から防衛する計画—1971—」を打ち出した。

その後も東京都公害監視委員会・東京都公害審査会・公害防止管理者を設置するなど（いずれも昭和46年）、都独自に体制を整える一方、近隣自治体や国の行政機関で構成する組織を通じ、広域的に問題に対処した¹⁶。

従来都の公害対策といえ、昭和40年代以降のこうした積極的施策の印象が強いだらう。しかし、経済発展と環境悪化の板挟みに、最も先駆的・先鋭的に直面したのが、昭和30年代だったといっても過言ではない。こうした状況に、都はどのように対峙したのか。本書収録の資料が、その検証の一助となれば幸いである。

おわりに

以上本稿では、『都史資料集成Ⅱ』第6巻の概要を紹介した。

本書では、水質汚濁を中心に構成したため、騒音・大気汚染・地盤沈下等、公害と目された他の問題については、十分に扱えていない。だがもちろん、当館は水質汚濁以外の問題に

関する資料も所蔵している。それぞれが深刻な問題であったことはいうまでもなく、国の法制や企業の経済活動と関連しながら、固有の展開をみせている。

水質汚濁以外の領域も含め、今後当該期の公害に対する関心が高まることを願ってやまない。

- 1 当時都が東京における公害について、なぜ「都市公害」と呼称したのか、その理由を明確に説明する資料は確認できていない。そのため都市公害部成立以後の業務の範囲や、用語の使用例から、帰納的に理解せざるを得ない。
なお地盤沈下は、しばしば公害現象に含まれる現象だが、当該期の都では、都市公害部の職掌に含まれなかった。地盤沈下は、首都整備局の他部課が一部担当したほか、低地対策は建設・港湾局、工業用水は水道局の管轄だった（南関東地方地盤沈下調査会編『南関東地域地盤沈下調査対策誌』昭和49年）。
- 2 「公害」という用語の含意は、使う主体やその目的により違いがあり、たとえ特定の時期を限定しても、その定義を明確に示すことはできない。例えば昭和42年に国が制定した公害対策基本法と、都が昭和44年に制定（翌年施行）した東京都公害防止条例とでは、公害の定義にかなりの差異がある。
前者（国）は大気汚染をはじめ具体的な項目を列挙し、これに「相当広範囲にわたる」との限定をつけた。一方後者（都）は列挙した項目に「等」をつけ、現象が広範囲にわたるか否かは限定せず、対象に幅を持たせた（参考：富澤操「“公害”とは何か」『教育じほう』298 昭和47年11月）。
- 3 東京都の同事業の実施状況については、当該期の『東京都政概要』で概要をつかむことができる。また関東近県を対象とした首都圏整備事業の歴史を扱った文献に、松本洋幸・大西比呂志編『首都圏形成の戦後史』（日本経済評論社、令和5年）がある。
- 4 規則第140号「東京都庁議規則の一部を改正する規則」『東京都公報』第2506号、昭和37年9月29日
- 5 ただし知事が特に必要と認める事項は、直接庁議に付議することができた（第6条-2）（規則第232号「東京都庁議等の設置及び運営に関する規則」『東京都公報』第2797号、昭和39年8月22日）。
- 6 都市公害部設置後も、関係各局は局横断的な組織を通じ、公害対策について連絡を図っていた。例えば水質汚濁問題について、都市公害部では、昭和35年11月「水質保全事務連絡協議会」を随時開催することになり、各部局との連携、行政施策の立案・実施を図った。同協議会は、企画室、衛生・経済・建設・港湾・清掃・水道の各局、下水道本部および首都整備局水質関係事業部門の主務担当課長で構成された（東京都首都整備局都市公害部『東京都における都市公害の概況』昭和36年 請求番号：環境A245）。
- 7 昭和27年に全面改正された地方自治法において、「統計、広報、条例の立案その他他局の主管に属しない事項」に関する事務は総務局の分掌となった（昭和27年法律第306号「地方自治法の一部を改正する法律」『官報』号外第95号、昭和27年8月15日）。
- 8 当館の個人アーカイブ（金子吉衛関係資料）にも一部関連する刊行物の所蔵がある。同資料群は東京市・東京都で要職についた金子吉衛が業務の過程で使用・入手した刊行物や文献資料等で構成される。
- 9 都市公害部が作成した刊行物は、カテゴリに応じ番号が付けられ、リスト化されている。このリストが確認できる資料として、東京都公害局『東京都における都市公害の概況』昭和46年（請求番号：環境A242）を参照されたい。
- 10 東京都文化スライドについては、東京都公文書館『都史資料集成Ⅱ 図録東京都政1／2』（平成28／29年）を参照。
- 11 都政記録写真WEB検索システム
(<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/photo/info/photosearch.html> 令和7年12月閲覧)
- 12 昭和60年（1985）に有楽町から江東区に移転、東京都環境科学研究所に改称。現在は、公益財団法人東京都環境公社の一組織として調査研究を行っている（公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所HP <https://www.tokyokankyo.jp/kankyoken/profile/about> 令和7年12月閲覧）。
- 13 広報渉外局公聴部『河川浄化懇談会の記録（神田川水系）（目黒川、呑川）』昭和34年8月（請求番号：都市C65）、東京都首都整備局都市公害部『東京都公害モニター・アンケートおよび公害モニター通信の結果報告書 第1回』昭和42年（都立中央図書館蔵）など。
- 14 同条例の成立については、後藤彌彦「戦前東京における公害規制と工場公害及災害取締規則」（『自治研究』80(12) 平成16年12月）／同「東京都工場公害防止条例に関する覚え書：制定の経緯、内容と浦安事件における適用」（同95(10) 令和元年10月）が詳しく検討している。
なおこの条例は、既設工場や不法建築された工場には規制が及ばず、実際には条例違反に対し行政処分発動にまで至ることはなかった。そのため当時から不十分な面が指摘されている。しかし公害の事前防止という点で画期的な内容を含

み、またこれ以後各自治体が公害規制の条例を制定する際の実例・参照先となった。例えば昭和26年に神奈川県が事業場公害防止条例を制定するが、その検討過程で、東京都の公害防止条例の内容が影響を与えたことが指摘されている（村橋克彦「第二次大戦後における公害対策の端緒形態——京浜工業地帯を中心として」津田真澄ほか編『社会政策の思想と歴史』千倉書房1985年）。

15 『都内河川に係る工場排水等の水質基準 昭和42年3月』都市公害部水質保全課、昭和42年（都立中央図書館蔵）

16 例えば昭和46年時点では、全国的な組織として全国大気汚染防止連絡協議会（昭和37年設立）、全国公害行政協議会（昭和40年設立）、関東地方では一都三県公害防止協議会（昭和37年設立）、関東地方公害対策推進本部（昭和46年設立）などがあった（前掲東京都公害局『東京都における都市公害の概況』昭和46年）。

【活動報告】

東京都公文書館デジタルアーカイブのあゆみ ～サービス開始から5年を迎えて～

東京都公文書館 整理閲覧担当
津田 冴子

はじめに

東京都公文書館では、令和2年（2020）4月1日から、所蔵資料のデジタル画像等をインターネット上で提供するデジタルアーカイブサービス（https://dasasp03.i-repository.net/il/meta_pub/G0000002tokyoarchv00）を開始した。本デジタルアーカイブは、インターネットに接続した端末から、だれでも、いつでも、どこからでも、当館の所蔵する資料画像等の一部を利用することのできるサービスである。

サービス運用開始から5年が経過し、これまで様々な所蔵資料がデジタルアーカイブを通じて利用者の閲覧に供されてきた。そこで本稿では、閲覧等に関するデータを基に東京都公文書館デジタルアーカイブのあゆみを振り返る。

1 東京都公文書館デジタルアーカイブの概要

本デジタルアーカイブの提供資料は、(1) 江戸明治期史料、(2) 公文書_簿冊、(3) 公文書_件名_府市、(4) 地図、(5) 視聴覚資料<写真・動画>、(6) その他<絵画・書等>の6種類に区分される。令和8年（2026）1月現在、合わせて2,000件超の提供資料を利用することができる。各区分の概要は下記のとおりである。

(1) 江戸明治期史料

江戸幕府・東京府・東京市などから引き継いだ歴史資料類であり、東京市の市史編纂事業のために収集したものと、東京府文庫から引き継いだものがある。主な内容としては、江戸図、御府内沿革図書、御府内備考、せんようえいきゅうろく撰要永久録等が挙げられる。

(2) 公文書_簿冊

公文書画像を冊子単位で収録している。東京府からの引継ぎ文書である「東京府文書」（慶応4年（1868）から昭和18年（1943）まで）、東京市からの引継ぎ文書である「東京市文書」（明治22年（1889）から昭和18年（1943）まで）及び東京都からの引継ぎ文書である「東京都文書」（昭和18年（1943）7月都制施行から現在まで）がある。「東京府文書」及び「東京市文書」は国重要文化財に指定されている。

(3) 公文書_件名_府市

東京府・東京市の公文書の中から、著名な施設や、著名人に関する史料など、特徴のある画像を収録している。

(4) 地図

明治期以降の東京に関する地図類であり、現代の地形図までを含む。

(5) 視聴覚資料<写真・動画>

旧東京都映画協会及び東京都報道課等から引き継がれた、昭和30年代以降の映画フィルムや写真ネガフィルム類を収録している。

(6) その他<絵画・書等>

錦絵、絵はがきなど多様な形態の資料を収録している。

2 東京都公文書館デジタルアーカイブの利用方法

本デジタルアーカイブには、検索方法として、登録されている全データベースを横断的に検索する横断検索とデータベースごとに検索する簡易検索・詳細検索がある。

(1) 横断検索

本デジタルアーカイブのトップページから、キーワードを指定して登録されている全データベースを横断的に検索することができる(図1①)。また、各データベースのチェックボックス(図1②)のチェックを外すことで、検索対象とするデータベースを絞り込むことも可能である。「より詳細な情報をみる」(図1③)をクリックすると、データベース一覧画面に遷移し、各データベースの詳細情報を確認できる。

図1：横断検索画面（トップページ画面）



(URL: https://dasasp03.i-repository.net/il/meta_pub/G0000002tokyoarchv00)

(2) データベースごとの検索

トップページ画面左上(図1④)又は横断検索のキーワード入力ボックスの下(図1②)にある各データベース名をクリックすると、当該データベースの簡易検索画面に遷移する。簡易検索画面では、キーワードを指定して当該データベース内の簡易検索を行うことができる(図2①)。さらに、簡易検索画面左上の「詳細検索」(図2②)をクリックすると、詳細検索画面に遷移する。データベースによって検索項目は異なるが、より

詳しい条件を指定して検索することができる。

図2：江戸明治期史料の簡易検索画面



(URL: https://dasasp03.i-repository.net/il/meta_pub/G0000002tokyoarchv01)

3 データで見るデジタルアーカイブ

本デジタルアーカイブは令和2年（2020）4月のサービス運用開始から5年が経過し、閲覧等に関するデータが蓄積されてきた。以下、これらのデータを基に本デジタルアーカイブの利用状況を概観する。

(1) 訪問者数

図3は、令和2年（2020）4月の運用開始から同7年（2025）3月までの訪問者数を月毎に示したグラフである。訪問者数は、簡易検索画面、詳細検索画面、カテゴリ検索画面、ブラウザ検索画面、検索結果一覧画面及び詳細表示画面に対して、何人の利用者がアクセスしたかを示す回数である（同一IPアドレスを同一の利用者と判断したもの）。コンテンツへのアクセス回数は含まれない。

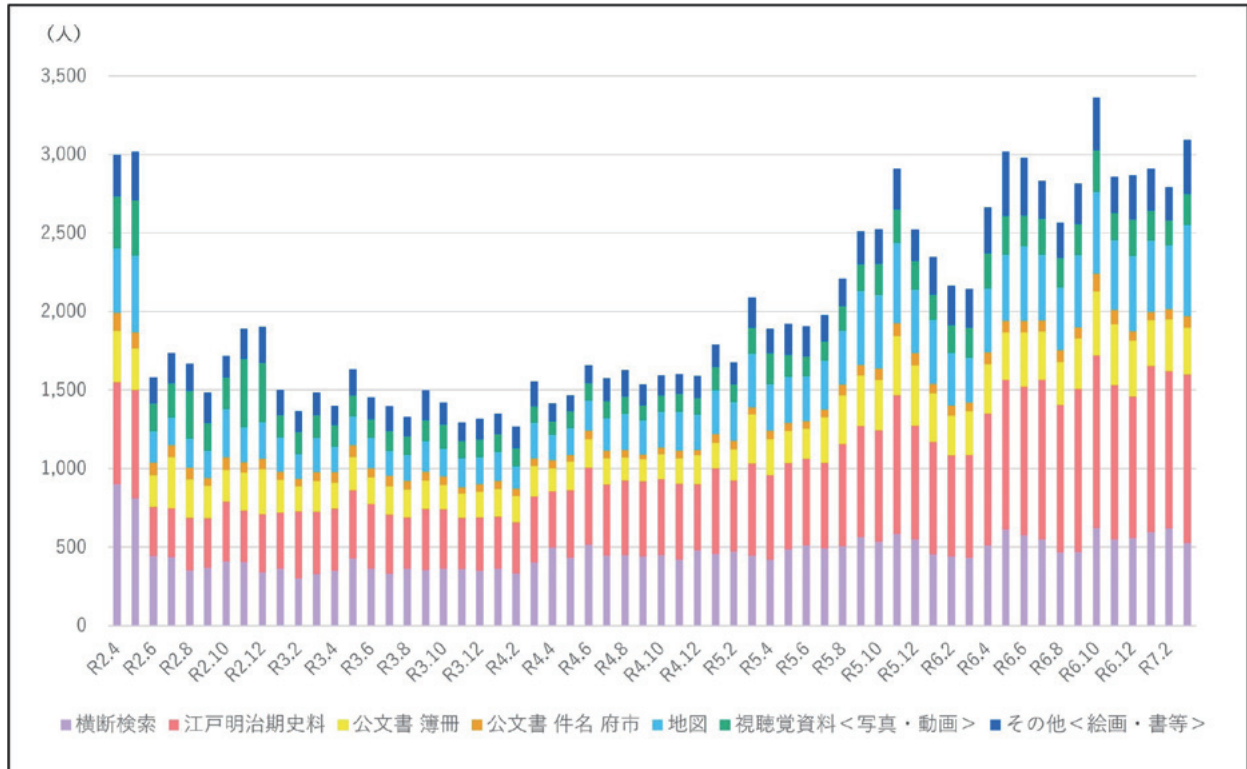
訪問者数の推移を見ると、運用開始直後の令和2年（2020）4月及び5月は約3,000人の訪問者があったものの、同年6月から令和5年（2023）2月にかけては毎月1,500人前後の横ばいの状況が続いた。しかし、同年3月から徐々に増加傾向となり、継続的に毎月2,000人を超えるようになった。令和6年（2024）5月以降は再び3,000人を超える月が出始め、令和7年（2025）3月頃には運用開始当初の水準まで増加した。なお、令和7年度は、4月3,179人、5月4,697人、6月4,553人、7月3,261人、8月3,467人、9月3,545人、10月3,909人、11月3,595人となっており、現在も増加傾向が続いている。

令和2年（2020）4月及び5月は、本デジタルアーカイブがサービス運用を開始したばかりの時期であり、新型コロナウイルス感染症の流行により外出自粛等が呼びかけられていた時期とも重なる。都政情報に係る広報紙である「広報東京都」（令和2年（2020）5月1日発行第897号）においても、在宅時に利用可能なデジタルアーカイブのひとつとして、本デジタルアーカイブが紹介された。このような状況下で、令和2年（2020）4月及び5月は訪問者数が伸びたと考えられる。その後、現在に至るまで、提供資料の

追加や、ホームページ（以下「HP」という。）及び各種 SNS での広報活動等の効果により、徐々に訪問者数が増加しているものと推測される。

データベースごとの訪問者数を見ると、令和2年（2020）4月から同7年（2025）3月までの5年間の合計で、江戸明治期史料 34,696 人、公文書_簿冊 14,563 人、公文書_件名_府市 3,697 人、地図 17,750 人、視聴覚資料<写真・動画> 10,440 人、その他<絵画・書等> 11,162 人であった。最多の提供資料を有する江戸明治期史料（本デジタルアーカイブ全体の約 65%を占める。）の訪問者数が最も多く、増加の幅も大きかった。

図3：東京都公文書館デジタルアーカイブの訪問者数の推移



(2) コンテンツ参照回数

次に、各データベースにおけるコンテンツの参照回数（アクセス回数）について見ていく。なお、複数の画像から構成されるコンテンツについては、そのうち最も多くアクセスされた画像に係る回数を、当該コンテンツの参照回数としている。

ア 江戸明治期史料

江戸明治期史料データベースにおける参照回数上位 10 件は表 1 のとおりである。表中の「参照回数」は、令和2年（2020）4月から同7年（2025）3月までの5年間の合計である（以下、他のデータベースについて同じ。）。

表 1 を見ると、「旧江戸朱引内図」（図 4）が他を大きく引き離しての 1 位である。本資料は、当館 HP 内の「江戸東京を知る」（https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-archives/07edo_tokyo）をテーマとする紹介記事のひとつ、「江戸の範囲～天下の大江戸、八百八町というけれど」（https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-archives/07edo_tokyo/0712edo_hanni）で引用されており、また、同 HP 内の「東京都公文書館 デジタルアーカイブのご案内」（<https://www.soumu>）

metro.tokyo.lg.jp/01soumu-archives/03shozou_shiryou/0304digital_archives)でも紹介されている。2位の「慶長江戸之図 全」(図5)、3位の「徳川慶喜筆 日本橋の橋銘」(図6)、7位の「楽翁公筆関羽像」(図7)についても、上記「デジタルアーカイブのご案内」において、代表的な江戸明治期史料として紹介されており、各記事からはデジタルアーカイブの該当URLへ直接アクセスすることができる。本デジタルアーカイブを利用するに当たって多くの利用者が「デジタルアーカイブのご案内」等のHP記事を参考に行っていると推測される。

表1：江戸明治期史料のコンテンツランキング（上位10件）

順位	史料名	請求番号	参照回数
1	旧江戸朱引内図（帙書：旧江戸朱引内図）	654-02-02-07 (ZA-113)	8,297
2	慶長江戸之図 全（帙書：慶長江戸之図）	654-05-01-05 (ZA-017)	2,624
3	徳川慶喜筆 日本橋の橋銘	江戸明治期史料012717	1,830
4	天保改正 御江戸大絵図（帙書：御江戸大絵図）	654-03-01-10 (ZA-050)	1,810
5	江戸府内朱引図 乾（帙書：江戸府内朱引図 乾・坤）	654-02-02-05 (ZA-111)	1,636
6	玉川辺図（帙書：江戸各郷村図 乾）	654-02-03-10 (ZB-052)	1,530
7	楽翁公筆関羽像	定信-001	1,279
8	江戸傍近図 豊島郡、多磨郡、荏原郡、葛飾郡、足立郡 地名、土地等解説付（帙書：江戸傍近図）	654-02-03-05 (ZA-118)	1,128
9	豊島郡 巢鴨村図 共十六枚之内 (帙書：江戸各郷村図 乾)	654-02-03-10 (ZB-063坤)	960
10	分間江戸大絵図 完（帙書：延宝四年 江戸大絵図 完）	654-05-02-01 (ZA-084)	955



図4：【1位】旧江戸朱引内図（帙書：旧江戸朱引内図）

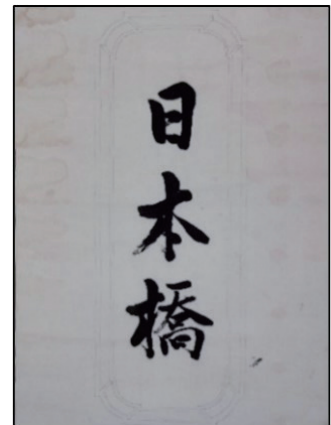


図6：【3位】徳川慶喜筆 日本橋の橋銘



図5：【2位】慶長江戸之図 全（帙書：慶長江戸之図）



図7：【7位】楽翁公筆関羽像

また、東京都公文書館では SNS (Facebook、Instagram、YouTube) による情報発信を行っている。例えば、Facebook では、1位の「旧江戸朱引内図」、6位の「玉川辺図」、7位の「楽翁公筆関羽像」、8位の「江戸傍近図 豊島郡、多磨郡、荏原郡、葛飾郡、足立郡 地名、土地等解説付」、9位の「豊島郡 巢鴨村図 共十六枚之内」等について紹介しており（各記事のタイトル、日付、URL は末尾に記載。以下同じ）、これらの SNS 上の記事から本デジタルアーカイブにアクセスしている例もあると思われる。

イ 公文書_簿冊

公文書_簿冊データベースにおける参照回数上位10件は表2のとおりである。

上位3件については参照回数が1,000回を超えているものの、江戸明治期史料に比べると全体的に少ない。公文書_簿冊はくずし字で書かれた文書が大量に綴られている場合も多く、視覚的に訴える資料の多い江戸明治期史料よりも“敷居が高い”ためだろうか。

1位の「東京府御開書留」(図8)、2位の「昭和22年 第1種第1類 庶務 渉外関係 (掲示ポスター綴)」(図9)、3位の「鉄道一件・1」(図10)、4位の「建築事務御用留・甲」は、「デジタルアーカイブのご案内」で紹介されており、江戸明治期史料と同じく各資料へたどり着く契機となっているものと思われる。また、1位の「東京府御開書留」、2位の「庶務 渉外関係 (掲示ポスター綴)」、3位の「鉄道一件・

1」、4位の「建築事務御用留・甲」、7位の「^{ふちるいさん}府治類纂・1」等については、SNSでも紹介されている。

表2：公文書_簿冊のコンテンツランキング（上位10件）

順位	史料名	請求番号	参照回数
1	東京府御開書留〔東京府開設書〕〈常務方持〉明治元辰年8月より	605. A4.01	1,297
2	昭和22年 第1種第1類 庶務 渉外関係（掲示ポスター綴）	326. G8.05	1,194
3	鉄道一件・1 *1～5は、「鉄道一件〈庶務本課〉」を東京府時代に5分冊したもの。	605. C5.11	1,186
4	建築事務御用留・甲 〈第一課〉	604. B2.01	587
5	市町村制施行順序取調書・荏原郡・芝区、北豊島郡、下谷区、小石川区、浅草区、本郷区、南豊島郡、四谷区、麻布区、牛込区、赤坂区、南葛飾郡、本所区、深川区 〈市町村制施行順序取調所〉 従明治21年至22年	604. B4.04	375
6	市政裁判所史料・鎮台府一件・目録控	605. A5.05	292
7	府治類纂・1・戊辰、己巳、庚午・政体〈記録科編脩記〉	634. A4.01	223
8	御触廻状綴込・3冊之内1番 〈廿三番組扱所〉明治2己年正月ヨリ6月マテ	605. A7.03	219
9	鉄道一件・2	605. C5.12	209
10	華士族禄高牒・全・第3套・第15編〈戸籍課〉〔戸籍課簿書類纂・第3套貫属換出入類・第15編華士族禄高牒・府県区別〕	605. D3.02	201

ウ 公文書_件名_府市

公文書_件名_府市データベースに現在登録されている資料は、「古社寺取調 府社上野東照宮 下谷区上野公園」（明治28年（1895）、東京府文書、請求番号：621. A3.08）1件のみである。

本資料の参照回数（令和2年（2020）4月から令和7年（2025）3月までの5年間の合計）は、177回だった。

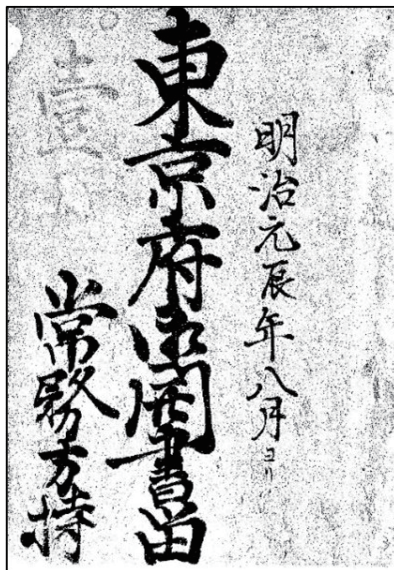


図8：【1位】東京府御開書留〔東京府開設書〕〈常務方持〉明治元辰年8月より



図9：【2位】昭和22年 第1種第1類 庶務 渉外関係（掲示ポスター綴）



図10：【3位】鉄道一件・1

工 地図

地図データベースにおける参照回数上位 10 件は表 3 のとおりである。なお、^{こけん} 沽券地図については、紙幅の都合上、史料名に含まれる地名を省略している。

表 3 を見ると、上位 2 件は 2,000 回を超えており、多くの利用者に閲覧されていることが分かる。1 位の「明治二十一年一月出版 名所絵入 東京新図 全 東京書肆 薰志堂蔵版」(図 11) は「デジタルアーカイブのご案内」で、また、2 位の「第一大区沽券地図 (第一大区十四小区)」(図 12) をはじめとする沽券地図は、「公文書館のイチ押し資料」として、当館 HP 内記事「沽券地図 -web 版公文書館の書庫から」(https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu-archives/07edo_tokyo/0701syoko_kara01) で紹介されている。また、5 位の「統計表附録東京府管内全図」や沽券地図については SNS で紹介されている。

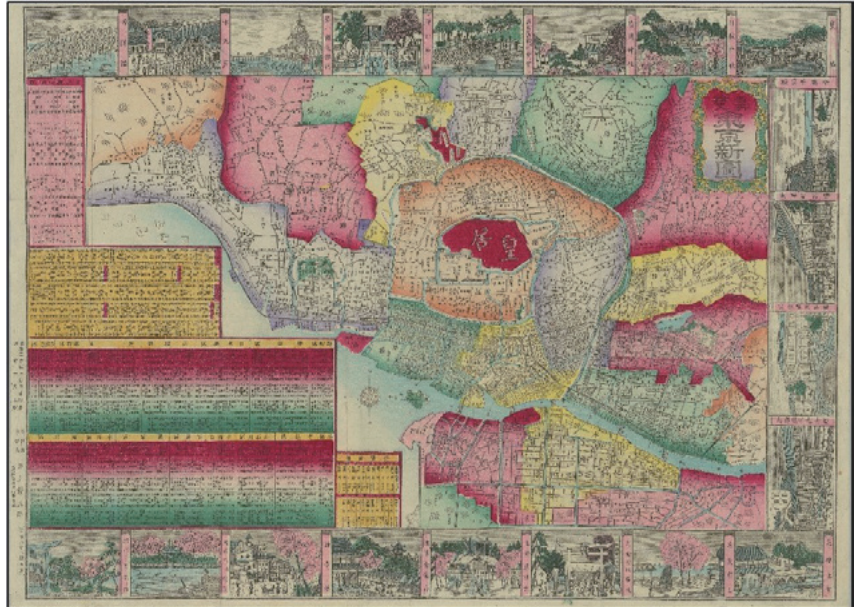


図 11：【1位】明治二十一年一月出版 名所絵入 東京新図 全 東京書肆 薰志堂蔵版

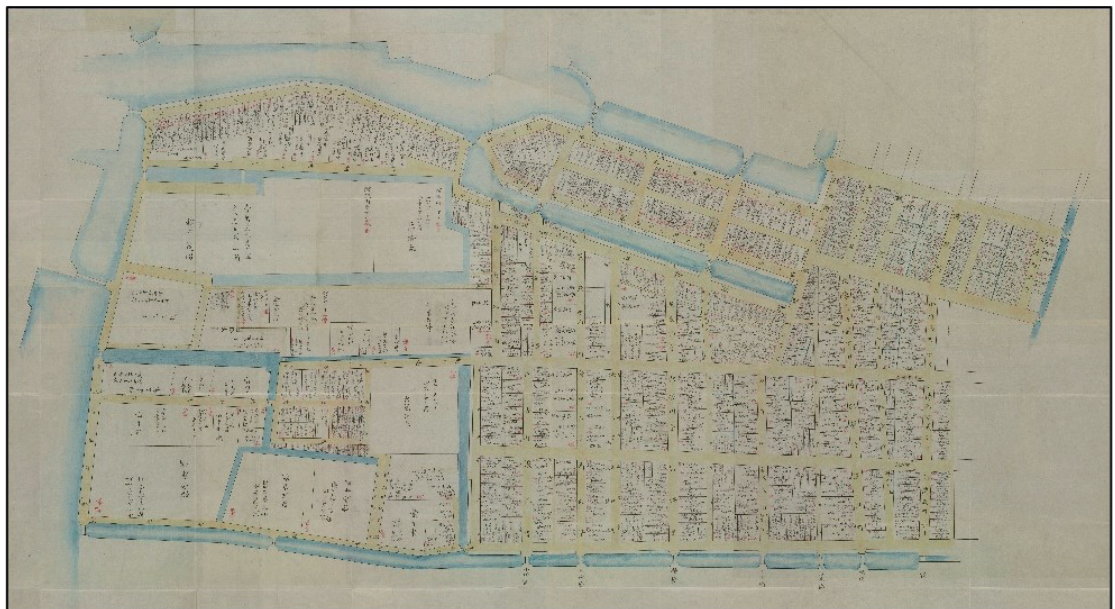


図 12：【2位】第一大区沽券地図 (第一大区十四小区) (大伝馬町一丁目・同町貳丁目・通旅籠町・通油町・鉄砲町・大伝馬塩町・小伝馬町壹丁目・同町貳丁目・小伝馬町三丁目・堀留町一丁目・同町二丁目・同町三丁目・田所町・新大坂町・元浜町・弥生町・富沢町・長谷川町・新乗物町・新材木町・岩代町・葺屋町・堺町・新和泉町・高砂町・浪花町・住吉町・芳町・新葎町・元大坂町・松島町・堀江町一丁目・堀江町二丁目・同町三丁目・同町四丁目・小舟町一丁目・小舟町二丁目・同町三丁目・小網町一丁目・同町二丁目・小網町三丁目・同町四丁目・同町中町・蛎壳町一丁目・蛎壳町二丁目・同町三丁目)

表3：地図のコンテンツランキング（上位10件）

順位	史料名	請求番号	参照回数
1	明治二十一年一月出版 名所絵入 東京新図 全 東京書肆 薫志堂蔵版（十五区六郡明細里程表・薫志堂蔵版）（帙書：明治十二年名所絵入 東京新図 全）	654-06-20	2,079
2	第一大区沽券地図（第一大区十四小区）	ZH-637	2,055
3	東京府郡区全図 明治二十九年 六万分之一比例尺（各郡道路ノ種別ヲ主トシテ編入・東京府蔵版・六枚貼り合せ）（帙書：明治二十八年 東京府郡区全図）	654-07-02 (ZC-013)	1,091
4	明治二年巳巳五月新鑄 東京市井区別図 三十三区蔵梓（内題：東京坊間五十区図）（箱書：明治二年 東京市井区別図 三十三区蔵梓）	654-08-01	912
5	統計表附録東京府管内全図（明治十三年・日本橋より管内国道里程表）（帙書：明治十三年統計表付録 東京府管内全図）	654-06-16 (ZG-325)	885
6	東京府廳御調製 東京市区改正縮図（明治三十四年八月）（袋書：明治三十四年東京市区改正縮図）	654-11-下-07 (ZD-117)	826
7	第六大区沽券地図（第六大区一小区）	ZH-691	800
8	第二大区沽券地図（第二大区十四、十五小区）	ZH-652	793
9	第四大区沽券地図（第四大区一、二小区）	ZH-666	780
10	第一大区沽券地図（第一大区十五、十六小区）	ZH-638	677

オ 視聴覚資料<写真・動画>

視聴覚資料<写真・動画>データベースにおける参照回数上位10件は表4のとおりである。

視聴覚資料については、「デジタルアーカイブのご案内」で2位の「東京の観光」（図14）や3位の「オリンピックデーの集どい」（図15）が紹介されている。また、SNSにおいて、1位の「清ちゃん街に行く」（図13）、2位の「東京の観光」（図14）、4位の「復興のアルバム」、5位の「開都五百年記念大東京祭 花電車・提灯 日本橋」（図16）、7位の「地下鉄一号線全線開通」、8位の「東海道新幹線工事東京駅」等が紹介されている。視聴覚資料の参照回数は全体的に伸び悩んでいるが、閲覧されている資料はSNSで紹介されているものが多く、SNSによる広報活動が利用に結びついていると思われる。

「清ちゃん街に行く」や「東京の観光」といったスライド資料は、昭和27年（1952）から昭和44年（1969）にかけて東京都が広報のために作成した「東京都文化スライド」を基に音声付きの動画として復元したものであり、視覚だけでなく聴覚でも楽しめる資料としてより多くの利用者に関覧されているのだろう。

表4：視聴覚資料<写真・動画>のコンテンツランキング（上位10件）

順位	史料名	請求番号	参照回数
1	22 清ちゃん街に行く	スライド-48	914
2	12 東京の観光	スライド-30	806
3	オリンピックデーの集どい 東京体育会にて	東京都広報写真15890	593
4	復興のアルバム	フィルム-144	369
5	開都五百年記念大東京祭 花電車・提灯 日本橋	東京都広報写真05915__01	212

6	特集 近づく東京オリンピック	スライドー463	209
7	地下鉄一号線全線開通	東京都広報写真36489	184
8	東海道新幹線工事東京駅	東京都広報写真31326	180
9	大東京展第一会場都庁 視聴覚教育	東京都広報写真05188	173
10	地下鉄夜間工事銀座	東京都広報写真31878	155



図 13：【1位】清ちゃん街を行く（スライド資料）



図 14：【2位】東京の観光（スライド資料）



図 15：【3位】オリンピックデーの集どい
東京体育会にて



図 16：【5位】開都五百年記念大東京祭
花電車・提灯 日本橋

カ その他<絵画・書等>

その他<絵画・書等>データベースにおける参照回数上位 10 件は表 5 のとおりである。

1 位の「虎列刺退治〔コレラタイヂ〕」（図 17）は、他のデータベースを含めた本デジタルアーカイブ全体の中で最大の参照回数となっている。前述のとおり本デジタルアーカイブは令和 2 年（2020）4 月に運用を開始しており、これは国内における新型コロナウイルス感染症の流行時期と重なる。本資料は、このような状況下で、明治期における感染症（コレラ）への対応を示す資料として多くの場で紹介され、その結果、本デジタルアーカイブでも多くの利用者に閲覧されたと推測される。

2 位の「第一代東京府知事 烏丸光徳（肖像画）」、3 位の「東京名所八代洲町警

視庁火消出初梯子乗之図」、4位の「第七代東京市長 後藤新平（写真）」は、「デジタルアーカイブのご案内」で紹介されており、ここからデジタルアーカイブでの閲覧に至った例が多いと思われる。



図17：【1位】虎列刺退治〔コレラタイヂ〕

表5：その他<絵画・書等>のコンテンツランキング（上位10件）

順位	史料名	請求番号	参照回数
1	虎列刺退治〔コレラタイヂ〕	お 1 1 4	12,737
2	第一代東京府知事 烏丸光徳（肖像画）	肖像-0 0 1	936
3	東京名所八代洲町警視庁火消出初梯子乗之図	あ 2	935
4	第七代東京市長 後藤新平（写真）	肖像-0 3 8	849
5	東京桜田外陸軍訓練場之図	と 1 4	684
6	御酒頂戴	あ 1	431
7	東京開化三十六景 八ツ山下鉄道之夜景	あ 5 1. 1 内題 2	325
8	東京新橋鉄道繁栄并高輪遠景	ば 3 1	276
9	東京開化三十六景 江戸橋駅通寮図	あ 5 1. 1 内題 2 5	271
10	東京銀座新栽花王満開之図	い 2 8	262

おわりに

東京都公文書館は、「特定歴史公文書等…を保存し、都民の利用に供するとともに、歴史公文書等…に関する調査研究を行い、もって歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため」（東京都公文書館条例第1条）に設置された施設であり、歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を、都民共通の財産として後代に伝えるため、これを保存し、利用に供する場、すなわち“過去から未来への架け橋”ということができる。デジタルアーカイブは、インターネットに接続した端末さえあれば、いつでも、どこからでも、公文書館の所蔵資料を利用することのできる、極めて利便性の高いサービスであり、公文書等の利用に関して大きな役割を果たすことが期待される。

実際、東京都公文書館デジタルアーカイブでは、令和2年（2020）4月の運用開始から現在に至るまで利用者の増加傾向が続いており、提供資料の追加やSNSを通じた広報活動等に

よりさらなる利用の拡充が見込まれる。他方で、公文書等には個人情報や公共の安全・秩序の維持に関する情報など公開に適さない内容が含まれる可能性もあり、いつでも、どこからでもアクセスできるデジタルアーカイブの性質上、提供資料の選定に当たっては慎重な判断が求められる。デジタルアーカイブの運用によりどのような目的を達成するかを念頭に置きながら、今後の方向性を見極める必要があると思われる。

【参考】 デジタルアーカイブ提供資料に関する東京都公文書館 Facebook 記事

江戸明治期史料				
順位	紹介史料名	記事タイトル	記事日付	記事 URL
1	旧江戸朱引内図	今年度アクセスNO.1は…～デジタルアーカイブ掲載資料	2021/3/23	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid02fuyUKRBF3FPqmcJBtxBZWwnVZqLC1ToetJAsx26mpWB3zNcsqyDdQa1b96JtmUzz1
6	玉川辺図	玉川辺図 前後編（江戸各郷村図から）～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/8/19 2020/9/1	（前篇） https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0uYDgKuhvK7caX9is tkpcehQoAN5NafchDHPbawFcUV3XwimLo3CjcfiK4MVuyZo1G1 （後編） https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0fxpDjuhxcEt6EUFS p5CaAuVRUUGZZsbt85MVDMBvpGGXv9ZvbRqgt7TsPq4p9Efv1
7	楽翁公筆関羽像	秋企画展「渋沢栄一と東京」～定信が描いた「関羽像」	2025/12/1	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid05uro6s5byTQ98CJWezu7oM4SFo3gUq6yUn4cUTizguAqBhZ7Fu9qZJXnEkEJ8mq71
8	江戸傍近図 豊島郡、多磨郡、荏原郡、葛飾郡、足立郡 地名、土地等解説付	江戸傍近図にみる世田谷地域	2019/7/30	https://www.facebook.com/tokyo.archives/photos/2610432505658266
9	豊島郡 巢鴨村図 共十六枚之内	巢鴨村絵図（江戸各郷村図から）～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/5/26	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0Lu4aqlrSbKpdzm5VYhYhqU7n CjzBduCwdjbNMjMBfRa1HjKq5powdKpdaCYzyhU1
公文書_簿冊				
順位	紹介史料名	記事タイトル	記事日付	記事 URL
1	東京府御開書留〔東京府開設書〕〈常務方持〉明治元辰年8月より	企画展示関連講座「東京府文書を読む」（オンライン講座）のご案内	2021/8/31	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid031SbPgZTcgFSW1BALkSFxvGfTjJDQRFFE6jmKr7kZvS3Q94b9tkfYaYQDXQaGdoJV1
2	昭和22年 第1種 第1類 庶務 渉外関係（掲示ポスター綴）	ノリオリタダシク～都電乗車マナーポスター	2020/8/27	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0kDdWKB3iZZRGBCCBHUY9ATMqWczrhh5t2QPgbGGsJfV8k22Rj3Q9AWd6daoyTXPT1
3	鉄道一件・1	海を走る鉄道～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/12/10	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid02W2jKycae2UNTvYH3Y1YmfyYUq115X3SmzvBJEFqKoNVAmxyNB4Uyy8EmUV9YMPMK1
4	建築事務御用留・甲〈第一課〉	東京文化財ウィークの解説カード	2019/11/5	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0PMoSUvNbmFhqqQTmngqx6EgAKZSMWTYxWo6MmooAtugM5ivwpd92p987du1kV23x1
7	府治類纂・1・戊辰、己巳、庚午・政体〈記録科編脩記〉	『府治類纂』～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/7/7	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid02c2Ei4W9W6gJaXcL9MCWX1XgB24XVL8rBLinANy1QWxRQV8tggH2Q8X9PN7FPmXJal
公文書_件名_府市				
順位	紹介史料名	記事タイトル	記事日付	記事 URL
1	古社寺取調 府社上野東照宮 下谷区上野公園	企画展示「東京府・東京市行政文書の世界—明治前期を中心に」東照宮は極彩色！	2017/10/27	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid05HiEGFYQN1RWgseWrxTB1Z4jAKG9hnUttHi auoMousPmbAAxZhj29CH5kK6AkdKfl

地 図				
順位	紹介史料名	記事タイトル	記事日付	記事 URL
5	統計表附録東京府管内全図(明治十三年・日本橋より管内国県道里程表)	東京が15区6郡になった日	2020/11/5	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0gz7gbxXaiMvhsr8c6xSvX5oYxzU56Caeh1pVBxxhQNgTTwaZoFSam1eEfdB91mD1
2 7 8 9 10	沽券地図	お待たせしました！沽券地図をカラーでご覧いただけます！！～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/10/13	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid02BAmnRVQCYkqtPUEnUJ3cy5bD3fkkFPHwhBE37s7qmhpEy7K7HEMehhxTmBat5vd61
視聴覚資料<写真・動画>				
順位	紹介史料名	記事タイトル	記事日付	記事 URL
1	清ちゃん街に行く	清ちゃんと街に出よう～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/7/14	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid027YenUKeiXWWpZg933Dd6RWw8NDZ96s6Xe3QHskV8AfYtLkxZbYHZtWjb2WB7PbFb1
2	東京の観光	昭和20年代後半の東京観光～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/4/21	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0hYYxjPKkH2pX1HUaWs8XRQEkHyymmVzQ9g39jD2P868RNHkwMktf9DkRThsrGQyx1
4	復興のアルバム	川を渡る家屋～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/12/17	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid02YMw8CDrVsGsePW8WEeKyBE4QW8L9sSWnt4LTiQ1EQ9nmyUWCjpFzKZRfnHugxJSZ1
5	開都五百年記念大東京祭 花電車・提灯日本橋	昭和31年の都民の日～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/9/29	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid02MPM5XAbKt7X44U7pbo1wzKxe3tNQjRMJkgWcm2xrLnXTRbywphptB7nb3oNSRv2R1
7	地下鉄一号線全線開通	都営浅草線の開通～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/5/12	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid02a7cCiSEuVz6r8FPxYYcveLoUbGTcsjhFoSQrt9HvuTswrbMraesLkWJcJnsrt2el
8	東海道新幹線工事東京駅	東海道新幹線工事東京駅～デジタルアーカイブ掲載資料	2020/6/30	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid0AsjiB6ZX9yNcz4TUjEeGyZZD92w642UHXZB6ZcbFUdXVJvBuuBsvzZK4qeJwu731
その他<絵画・書等>				
順位	紹介史料名	記事タイトル	記事日付	記事 URL
1	虎列刺退治〔コレラタイヂ〕	コレラ流行の風刺画	2019/2/19	https://www.facebook.com/tokyo.archives/posts/pfbid01AS2YcVcJXHGTtoeJ6B2BJL4M9ShvBS8nnNc5ZxH88PKb8WC7XsnBzn9KGfZHRyba1
2	第一代東京府知事烏丸光徳(肖像画)	幻の写真油絵―東京府知事の肖像	2015/10/14	https://www.facebook.com/photo/?fbid=1055814774453388&set=a.727387070629495
3	東京名所八代洲町警視庁火消出初梯子乗之図	消防出初め式	2016/1/5	https://www.facebook.com/photo/?fbid=1096108297090702&set=a.727387070629495
4	第七代東京市長 後藤新平(写真)	【東京市長肖像写真】その3	2014/4/18	https://www.facebook.com/photo/?fbid=752997104735158&set=a.727387070629495
8	東京新橋鉄道繁栄并高輪遠景	企画展関連講演会7月30日から参加者募集開始！	2022/7/28	https://www.facebook.com/photo.php?fbid=432182908947982&set=pb.100064688286457.-2207520000&type=3

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【活動報告】

令和7年度東京都公文書館夏季企画展示

「江戸の地誌・絵図 ～その系譜をたどる」

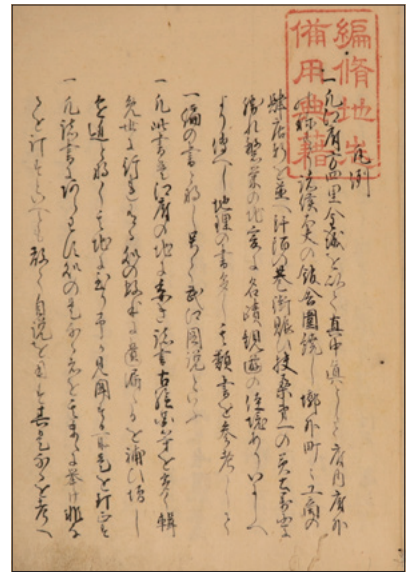
東京都公文書館 史料編さん担当

安部 玄将

はじめに

東京都公文書館が所蔵する資料には、「編脩地志備用典籍」という蔵書印が捺された地誌や絵図がある。これらの地誌・絵図は、19世紀に江戸幕府によって本格的に地誌編さん事業が開始された時に収集された資料で、このうち武蔵国、とくに江戸を中心とした地誌・絵図の一部が東京都公文書館に引き継がれている。

今回の企画展では、これら当館所蔵の地誌・絵図を中心



「江戸図説」（請求番号：C1-132）と「編脩地志備用典籍」印

として、江戸とその周辺を対象とした地誌・絵図の展開過程を紹介し、都市江戸の発展、都市文化の成熟と関わって変化していく地誌・絵図の姿をたどれるよう構成した。

本稿では、企画展の概要、関連コンテンツの展開およびアンケート結果を報告する。

展示期間：令和7年7月18日～9月16日

1 展示構成および概要

展示構成は以下のとおりである。

第1章 江戸時代前期の地誌・絵図～名所記の自立、大型江戸図の成熟

第2章 江戸幕府の地誌編さん事業と「御府内備考」

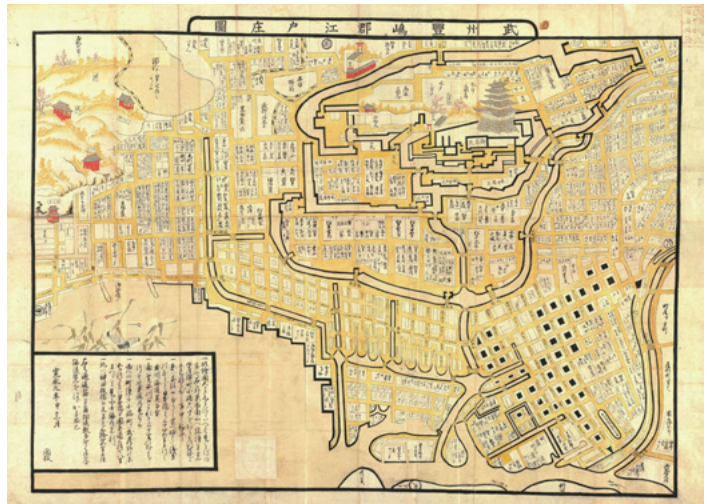
第3章 江戸時代後期の地誌・絵図～名所図会の完成、分割絵図の普及

(1) 第1章 江戸時代前期の地誌・絵図～名所記の自立、大型江戸図の成熟

第1章では、江戸時代前期、17世紀初頭から18世紀前半までを対象として、地誌および

江戸図の成立から成熟過程を紹介した。江戸の地誌は、物語としての仮名草子に名所案内的要素を含んだものに淵源をもつといわれている。その中から名所案内を目的とした仮名草紙が生まれ、やがて実用性を兼ね備えた名所案内記として自立していくというプロセスをたどり、その内容を多様化させていった。

一方で江戸を対象とした刊行図に注目すると、完成しつつある初期城下町を中心に、絵画的要素が特徴的な「寛永九年江戸図」（寛永9年〈1632〉、請



「寛永九年江戸図」

求番号：654-05-01-09（ZA-043）が最初の江戸図とされている。その影響を受けて類似した絵画的表現内容を有する絵図群が続くことになる。

その後、遠近道印（おちこちどういん）という地図製作者により、詳細な測量を踏まえて方位縮尺の正確さを極め、「寛文五枚図」と称される「新板江戸大絵図」（寛文10年〈1670〉請求番号：654-05-01-17（ZA-040））・「新板江戸外絵図（4枚）」（寛文11-13年〈1671-73〉、654-05-01-19～22）の方向へと発展し、さらにこれを前提に1枚にまとめた大型江戸図へと転換していく。「分間江戸大絵図」（延宝4年〈1676〉、請求番号：654-05-02-01（ZA-084））等がこれに当たり、これ以降、大型江戸図は情報を更新しながら刊行を続けていく。遠近道印はさらに工夫を凝らし、「寛文五枚図」を折本形態の地図帳にするという画期的な刊行物「江戸方角安見図」（延宝8年〈1680〉）を編み出している。当館は、同史料を所蔵していないため国立国会図書館デジタルコレクションの画像（<https://dl.ndl.go.jp/pid/2575023>）を利用し、当館職員が複製本を作成し、手に取って御覧いただけるようにした。

元禄期に至ると、正確さよりも見やすさを追求し、付加情報を盛り込んだサービス精神あふれる大型絵図も刊行されるようになる。たとえば、「江戸図鑑綱目」（請求番号：654-05-02-11（ZA-058、ZA-098））では、絵図と江戸ガイドブックのセットで販売するという趣向が取られる。

都市江戸そのものの拡張と正確さの追求は江戸図の大型化をもたらしたが、その過程でさまざまな付加情報を掲載するなど多様な展開を見せ、17世紀末には成熟の時を迎えた。



「江戸方角安見図」（国立国会図書館所蔵）の複製

（2）第2章 江戸幕府の地誌編さん事業と「御府内備考」

第2章では、江戸幕府による、江戸を中心とした調査・編纂の成果物である「御府内備考」を紹介するとともに、調査・編纂を担当する地誌調所が収集した「編脩地誌備用典籍」の中からユニークな地誌や絵図を紹介した。

19世紀に入ると、幕府による全国的な地誌編纂事業が開始される。まず享和元年（1801）頃、日本各地から地誌を収集し、これらを編さんして日本全体の地誌をまとめ上げようとする文化政策が計画された。享和3年には昌平坂学問所の中に地誌調所が設置され、当初は地誌資料の収集と目録・解題の執筆にあたった。収集された地誌や絵図の中には、刊行されたものはもちろん、写本でしか伝来していないものもあり、19世紀前半期に本格的な収集事業が行われたことには大きな意味があった。



「御府内備考」展示風景

文化7年（1810）から関東諸国を対象とした「新編武蔵風土記稿」（請求番号：C I - 0 0 1 ~ 0 8 0）「御府内備考（正・続）」（請求番号：D G - 1 6 2 ~ 2 7 3・D G - 2 7 4①~4 2 2）などの調査と編集作業が継続されていった。

（3）第3章 江戸時代後期の地誌・絵図～名所図会の完成、分割絵図の普及

第3章では、幕府による官選地誌編纂事業が成果を得た後、天保期から幕末期を対象に江戸絵図と地誌のトピックスを追った。江戸初期以来の先行作品の成果を踏まえ、時には意識的に批判を加えながら進化・発展を遂げてきた江戸図と江戸地誌、幕末に花開いた作品群を紹介した。

すでに1章で一枚物の江戸図が発展・完成を遂げたことを紹介したが、巨大都市江戸に精細な情報を織り込んで表現する江戸図は大型化し、実用の点では難点を抱えていた。それを克服するための努力は地図帳というアイデアや、地誌に記される特定の方面を描いた分割図などに見いだすことができるが、幕末に至り、金吾堂板、尾張屋板切絵図の大ヒットとして結実する。ここでは、刊行された切絵図の先駆的業績である吉文字屋板切絵図と合わせて紹介した。



第3章 展示風景

一方、先行する作品に考証を加えて加筆修正を行うことで発展を遂げてきた江戸地誌は、天保5

年（1834）、同7年に刊行となった「江戸名所図会」において集大成をみる。編纂開始から足かけ40年をかけて行われた精緻な調査と考証はもちろんのこと、本書の挿入図がもつ高い写実性と、俯瞰して名所の実際を目の前に再現させるようなリアルな描写は従来の江戸案内記と一線を画するものであった。本章では、「江戸名所図会」（請求番号：江戸明治期史料004720～004739）に描かれた浅草寺の鳥瞰図を接合して、風雷神門から本堂、奥山までを一望できるように構成したパネルを設置した。

2 展示の取り組み

江戸図の形状は大型化していくが、文字情報自体はかなり細かい字で書かれている。展示ケースに入れて展開することはできず、立面ケースの壁面に展開すると、来館者には字がよく見えない。そんな展示上の困難がつきまとう存在である。

今回は、切絵図など小サイズのものを実物を展示したが、大型絵図は極力大きめのパネルを作成し、あわせて手に取って見られる複製本や、大型床面シートを用意し、じっくり見て読み込んでいただける工夫を施した。

約5メートル四方の大型床面シートとして作成したのは「江戸傍近図」（請求番号：654-02-03-05（ZA-118））である。寛政6年（1794）11月、地理学者・古川古松軒が幕府に提出した、武蔵国の江戸御府内以外を対象とした地図で、ほぼ江戸十里四方の内にある村々の位置と、街道、地形、名所旧跡の位置を示し、河川や用水についても詳しく記している。また、各村の風土を「上々」や「下々」のようにランク付けしていることも興味深い。デジタルアーカイブ用に撮影した高精細画像を利用したので、特大絵図に拡大しても文字を鮮明に読んでいただくことが可能となった。

常設ミニコーナーでは、「企画展こぼれ話」として、江戸周辺の古物調査の記録である「武蔵野古物」（請求番号：CR-102）などを展示した。さらに、手書き割絵図である「江戸総絵図」（請求番号：654-02-02-01（ZB-001）～（ZB-009））の展示を行った。「江戸総絵図」は、元禄年間（1688-1704）のはじめ頃成立と推定されている。絵図に描かれた道路や水路などの線に沿って9枚に分割され、ジグソーパズルのような



大型床面シート「江戸傍近図」



「江戸総絵図」展示風景

きわめてユニークな形態となっている。したがってこれを接合してみても方形とはならない。それぞれが独自の形をもち大きさも異なる分割図ではあるが、これを折りたたむと各図が同じ大きさになっていることにも驚かされる。

また、展示室の外の通路（アーカイブウォール）でも、本企画展に合わせた展示を行った。ここでは、当館所蔵の近吾堂板、尾張屋板、吉文字屋の切絵図の画像を拡大印刷して、壁面に展開した。切絵図の細かな描写を間近で見ることができ、観覧者からも好評を博していた。



アーカイブウォールでの「切絵図」比較

3 関連事業の取り組み

本企画展の開催にあわせて、関連事業を展開した。以下ではそれぞれの取り組みについて報告する。

(1) 関連講演会

企画展に関連して、9月2日（火）に講演会を開催した。目白大学社会学部教授の鈴木章生氏をお招きし、「近世地誌の系譜－江戸の地誌は何を記し、何を伝えたか」と題して御講演いただいた。また、当館職員の西木浩一が「江戸絵図の系譜」と題して展示を解説した。

講演会の参加者は38名で、そのうち32名の方からアンケートの回答を得た。それによると、参加者の居住地は多摩地域48%、23区内28%、都外



関連講演会の様子

24%と、近隣市町村の方が半分を占めた。年齢層は20代2%、30代0%、40代9%、50代22%、60代41%、70代以上26%であった。「今回の講演会をどちらでお知りになりましたか」という質問には、「ポスター・チラシ」46%、「ホームページ」30%、「お知り合いの方から」11%、「SNS」7%、「その他」6%という結果であった。

「これまでに当館主催の講演会に参加したことがありますか」という質問には、「初めて参加する」63%、「2回目」25%、「3回目」6%、「4回目」6%という結果で、約6割の方が初めて参加された。講演内容については、「大変良かった」78%、「良かった」19%、「ふ

つう」3%、「良くなかった」0%と好評で、「絵図がどのような流れで発展していったのかが良く分かった」、「地図に関する講演会はあまりないので、今回はとても参考になりました」といった感想が寄せられた。

（2）動画配信

当館では、令和3年以降、企画展の紹介動画を公開している。本企画展でも動画を作成し、令和7年11月25日から公開している。

(<https://www.youtube.com/watch?v=-QSBaAupbHk>)

おわりに

最後に来場者アンケートの結果を紹介する。開催期間を通じて62名の方からアンケートの回答を得た。回答者の居住地は、多摩地域63%、23区20%、都外17%で近隣市町村からの来館者が多かった。

年齢層は12歳以下3%、13～19歳0%、20代6%、30代10%、40代10%、50代29%、60代29%、70代以上13%で、50代以上が7割を占めた。若年層への普及活動が今後の課題と言えるだろう。「東京都公文書館をご存知でしたか」という質問には、「今回初めて知った」28%、「知っていたが利用したことはない」39%、「以前から知っていて、利用した事がある」33%であった。

「この企画展を何でお知りになりましたか？（複数回答）」という質問には、「掲示ポスター」24%、「配布チラシ」16%、「来館して開催を知った」16%、「当館ホームページ・SNS」13%、「知人からの紹介」9%、「周辺を散策していた」9%、「テレビ・新聞・ラジオ」1%、「その他」12%という結果で、ポスターやチラシによる宣伝効果が大きかった。

企画展の内容については「大変よかった」57%、「よかった」37%、「ふつう」6%とおおむね好評で、「江戸時代の古地図のみならず、江戸時代の文化、歴史、生活（特に一般庶民の人々の生活）、風俗等が詳細に理解できる絵図なども展示されているのがよかった」、「江戸傍近図」の大型床面展示は大変興味深く拝見しました」という感想があった。一方で、展示資料の文字が小さいため、展示ケース奥の史料が見えづらかったという指摘もあり、展示方法についてまだまだ工夫が必要とされる。

本企画展で展示した地誌・絵図の多くは、当館のデジタルアーカイブズでも閲覧可能である。企画展をきっかけとして当館所蔵史料の利用促進につながるよう継続して取り組みたい。

【活動報告】

令和7年度東京都公文書館秋企画展

「渋沢栄一と東京」

東京都公文書館 史料編さん担当
小美濃 彰

はじめに

令和7年（2025）10月20日（月）から12月16日（火）まで、東京都公文書館秋企画展「渋沢栄一と東京」を開催した。

令和3年（2021）に渋沢栄一を主人公としたNHK大河ドラマ『青天を衝け』が放映され、また令和6年（2024）に発行された新一万円札に渋沢の肖像が採用されたこともあり、ここ数年間で渋沢栄一の思想や足跡をとりあげる動きが盛んになった。そのなかで当館も令和6年度にミニ展示「所蔵資料で見る『新紙幣』の偉人たち」を開催した。津田梅子や北里柴三郎と合わせて渋沢栄一に関連する文書等の展示を行なったが、限られたスペースのなかで渋沢の多岐にわたる活動を存分に紹介することはできなかった。それらを網羅することはもとより不可能なことだが、本企画展では「渋沢栄一と東京」というテーマならではの内容を展開することができたように思う。本稿では下記の展示構成に沿ってその概要を紹介する。

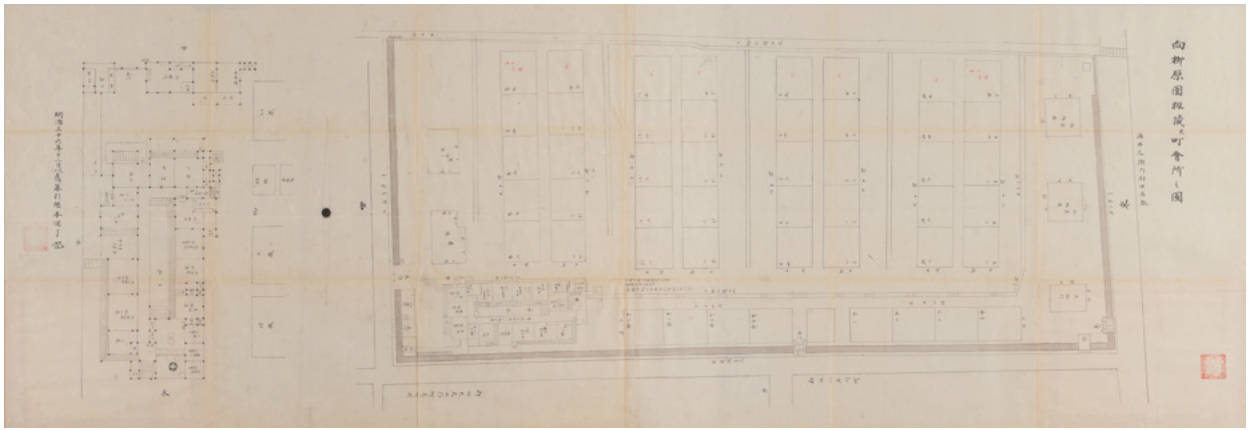


令和6年度秋企画展ポスター

- 第1章 東京会議所と渋沢栄一：「官」と「民」をわける
- 第2章 養育院と渋沢栄一：「官」と「民」のあいだで
- 第3章 松平定信関係史料と渋沢栄一

第1章 東京会議所と渋沢栄一：「官」と「民」をわける

渋沢栄一と東京のかかわりを振り返るうえで最も重要な事項のひとつに、七分積金がある。維新政府は帝都東京の建設に莫大な経費を必要としたが、社会的な混乱のなかで民費の賦課を避けつつ調達可能な財源として、江戸幕府から引継いだ七分積金を大いに活用した。これは寛政3年（1791）に老中・松平定信が創設した備荒貯蓄で、このために江戸の町人は町運営にかかる費用を節減し、節減額のうち10分の7を災害や凶作に備える積立に充てた。その長年の継続による江戸町人の共有財産として七分積金が形成され、これを管理するべく



「向柳原圃蔵并町会所之図」（請求番号：ZB-136）
この図面はやや激しい劣化の状態にあるが、写真撮影とパネル作成を行ったことで鮮明な画像の展示が可能となった。七分積金を保管する蔵が町会所の敷地に整然と並んだ様子を確認できる。

向柳原（現・浅草橋）に設けられた町会所は、江戸の救済事業を担う機関として明治5年（1872）5月まで存続した。

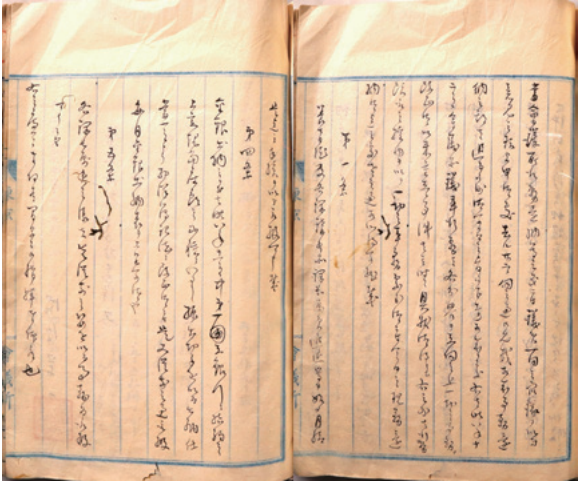
こうした経緯をもつ七分積金は、東京府域のうちかつての江戸市中にあたる区部の「共有金」として位置づけられたが、東京府と大蔵省との間にはその活用方法について見解の相違があった。最終的には大蔵省が主導権を握り、七分積金を道路・橋梁・水道等の営繕事業にあてること、明治5年8月に設置された東京営繕会議所がその管理にあたることを決定している。なお、東京営繕会議所は東京在住の新政府御用商人から主要人物を選出して構成されたもので、営繕事業にとどまらず住民全般の利害に関する合議組織にしたいという東京府への出願を9月に行い、翌月には東京会議所へと改組されている。

これ以降、七分積金の支出先は学校建設や墓地経営、そのほか現在の一橋大学につながる商法講習所の設置など、様々な事業へと広げられていく。しかし、会議所が次々と事業を展開していったことで七分積金は急速に費消された。かつて町会所は土地を抵当にした七分積金の融資を行い、抵当流れになった土地を町会所附属地として集積していたが、会議所はそれらの土地を売却するなど追加の対策を要する財政難に直面していた。

ここに至ってようやく渋沢栄一が登場する。すなわち明治7年（1874）に渋沢が東京会議所取締という役職に就き、会議所の組織改革に取り組んでいくのである。

取締就任後の渋沢は会議所の諸事業を担当する「行務科」とこれを監督する「議事役」を設置し、明治9年（1876）6月には前者を東京府に移管する「行務還納」を実行、これにより会議所を議事組織として整えていった。この行務還納にかかわる文書からは、渋沢自身が設立・経営した第一国立銀行で七分積金の出納を管理することなど、会計処理方法の整備をうかがうこともできる¹。

第1章では、こうした明治初年の七分積金＝共有金をめぐる状況の遷移について整理し、東



「会議所より行務還納の義に付心得方伺」
請求番号：608.A5.08



第1章 展示風景

京会議所に渋沢が登用されたことの背景と意義を理解できるよう心がけ、組織改革等の複雑な過程をチャートに分かりやすく表現する工夫も試みた。

また、東京会議所から行務還納で東京府に移管された事業のうち、渋沢のはたらきにより大きな発展を遂げたものとしてガス事業を取りあげた。これは会議所が手がけた事業のなかでも高い収益を期待されたものだったが、東京府の管轄下にあってはガス灯設置の推進に必要な予算獲得や工事執行の迅速さに欠けていた。これによる事業の停滞を打破す

べく、渋沢はガス事業の民間への払下げに取り組んでいく。その成果として、明治18年(1885)に渋沢を筆頭株主とした東京瓦斯株式会社が設立され、同社は東京府からガス事業を継承することになる。

このように渋沢は、七分積金を財源に社会資本を整備した東京会議所の事業にたずさわり、組織改革にともなう行務還納を実行した後も、各々の性質にもとづき特定の事業を民間に払い下げて発展に導くなど重要な役割を果たした。これは第1章の副題に「『官』と『民』をわける」という副題を添えた所以でもあり、近代東京の建設という大きな主題に視線を向けつつ、そのなかで渋沢が果たした役割を丹念にたどる展示となった。

第2章 養育院と渋沢栄一：「官」と「民」のあいだで

第1章で取り扱ったように、江戸幕府から維新政府に引継がれた七分積金は、その大部分が営繕事業をはじめとする都市インフラの整備に支出されていった。しかし、備荒貯蓄として形成された七分積金から貧民救済という目的が消滅したわけではない。第2章は、東京営繕会議所のもとで明治5年(1872)10月15日に設立された救済施設である養育院を取りあげ、会議所取締役への就任を経て運営に深くたずさわった渋沢の貢献をたどった。

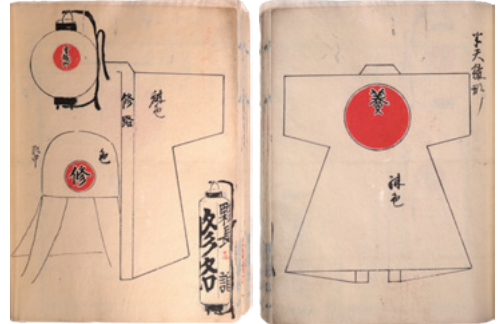
養育院の創立日とされる明治5年10月15日は、東京府が旧加賀藩邸（現・東京大学）の一角に窮民約240名の収容を実行した日にあたる。これは、折から予定されていたロシア皇子の来日に際し、東京府が帝都の不体裁を取り締るべく講じた臨時的な処置だった。これに先立つ同年9月、第5代東京府知事の久保一翁は東京営繕会議所に対し、東京府下の貧民を救済する方策について諮問していた。これに対する会議所の建議は以下3点を含むものである²。



第2章 展示風景

- ①貧民が労働者となり自活するための「工場」を民間で開設する。
- ②それを直ちに実現することは難しいため「日雇会社」を発足させ、貧民を人力車引きや草刈りなどに雇用する。
- ③労働者として雇うことのできない「廢疾老幼」の貧民には医療と教育を施す。

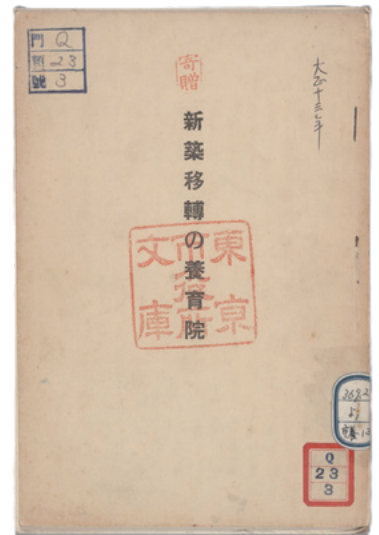
養育院はこのうち3つ目の方策をもとに設置されたものとされているが、労働が可能な貧民については雇用を通じて生活の糧を与えようという方策に連携するところもあった。東京会議所の関係資料には、養育院の在院者が道路補修への従事を通じて壮健になっており、それらの者を東京府庁や東京府病院での出火に際して駆け付けさせようとの案も記されている³。これが実行されたかは不明だが、七分積金をもとに実行された営繕事業と救済事業のつながりを示唆するものとして興味深い。この文書には会議所が修路人足に着用させようと考案した半天や提灯などの絵図も添付されている。



「雑書類綴」
請求番号：606.A7.11

第2章では、七分積金をもとに創設された養育院について以上のような導入を行い、渋沢が養育院の事業と経営基盤をどのように確立し展開させていったのかを紹介した。養育院は明治5年（1872）から明治11年（1878）まで七分積金を財源に運営されていたが、翌年以降は府の地方税が養育院経営に支出されていた。ところが、東京府は財政の逼迫を理由に養育院への公費支弁を明治18年（1885）6月限りで打ち切っている。それにもかかわらず養育院の事業が存続した要因として、独立自営の資金運用策を案出し、民間からの寄付募集を積極的に行うなどした渋沢の功績が挙げられる。第2章「『官』と『民』のあいだで」という副題は、養育院の経営基盤が時期により比重を変えつつ「官」と「民」のあいだに構築されていったことを示している。

養育院が大正12年（1923）の関東大震災をうけて板橋に移転した後、大正13年（1924）に刊行された『新築移転の養育院』において、渋沢は板橋での土地購入と新築工事に要した資金がほとんど寄付によって賄われていることを説明し、「江湖有志が多年本院事業に対して熱烈なる後援を与えられたることを今更らに深く感謝して止まざるものなり」と述べている。このように養育院は多大な経済的支援を得て運営され、これに応じて院内の様子や経営状況を伝える刊行物も刊行されていった。また、そうした刊行物を参照することにより、養育院事業の展開を詳しく跡づけることも可能となっている。



『新築移転の養育院』
請求番号：市刊 G300

第3章 松平定信関係史料と渋沢栄一

第1章と第2章はそれぞれ東京会議所と養育院における渋沢の事績を振り返るものとなったが、第3章は「松平定信関係史料」というシリーズ名の所蔵資料群を展示した。

その内容は松平定信の手による書画など10点であり、すべて生前の渋沢栄一によって取

集・保存されていた。これらは孫の渋沢敬三によって養育院に寄贈され（正確な時期は不明）、昭和41年（1966）1月に養育院から都政史料館へ寄贈されたものである。そして、都政史料館の後身にあたる当館がそれらを引き継ぎ、今日に至っている。

この「松平定信関係史料」が当館で所蔵されるに至った経緯等の詳細については『東京都公文書館調査研究年報』第2号の資料紹介があるが⁴、当館における展示公開は今回が初めての試みとなった。渋沢栄一は七分積金の創設者である松平定信を崇敬していたことでも知られており、第1章および第2章の内容と合わせて展示されたことの意義は大きい。

ただし、日露戦争後の地方改良運動における定信顕彰の動きに渋沢が深く関与したことも明らかにされており⁵、渋沢栄一と松平定信の結びつきを単純に七分積金との関係だけで理解することはできない。当館には、内務官僚として地方改良運動を推進し、渋沢栄一との交友もあった井上友一に関する資料群（シリーズ名「井上友一関係資料」）が所蔵されている。これを活かした展示スペースを第2章に設け、渋沢と定信の関係について歴史的な文脈を豊かに紹介できたことも重要な成果である。

ミニ展示コーナーとアーカイブウォール

今回の企画展は第1章から第3章を中心に構成したものだが、常設展示室に併設されたミニ展示コーナーと、館内通路壁面にあたるアーカイブウォールも活用した。

ミニ展示コーナーでは「前米国大統領グラント将軍歓迎と渋沢栄一」と題し、第18代米国大統領ユリシーズ・S・グラントが世界旅行の途上で日本を訪れた際、「東京府民総代接待委員」の委員長として活躍した渋沢の動きを紹介した。当時は不平等条約の改正が日本外交最大の課題とされた時代でもあり、このコーナーを設けたことによって「渋



第3章 展示風景



第2章 展示風景
「井上友一と松平定信」



展示風景
(左)「前米国大統領グラント将軍歓迎と渋沢栄一」
(右)「渋沢栄一ゆかりの地」

沢

「渋沢栄一と東京」という主題に国際的な視点を付加することができた。

また、アーカイブウォールでは邸宅をはじめとする「渋沢栄一ゆかりの地」を取りあげ、関連する文書や絵図、さらに当館職員撮影の現況写真も合わせて紹介した。渋沢栄一は明治4年（1871）に士族籍でなく平民籍での入籍を東京府に出願しており、91歳で死去するまで東京での暮らしを続けた。このコーナーは、ほかの展示部分で後景化してしまった渋沢の地域生活にも関心をひく、重要な内容となった。

おわりにかえて

令和7年度秋企画展「渋沢栄一と東京」の概要紹介に付け加え、関連企画にも言及しておきたい。令和7年11月28日、当館研修室で企画展示関連講演会を開催し、講師に池田真歩氏（東京都立大学准教授）を招いた。同氏による講演は近代移行期東京の議会研究の成果もふまえ⁶、展示内容との関連を明示しつつ、「頓挫した企てが語る東京の渋沢栄一」という異なる視座を提起したもので、関連講演として最適な内容となった。参加者からも好評を得ることができた。

なお、アンケートの集計結果によると企画展示の内容にも概ね好評が寄せられていた。しかし、展示資料とキャプションが多く読むのに疲れたという感想のほか、そもそも展示内容が分かりづらいという指摘もあった。こうした意見をふまえて展示の構成について反省し、次回以降の取り組みに活かしていきたい。

- 1 「会議所より行務還納の義に付心得方向」、『会議所伺・4巻ノ内4号（庶務課）明治9年ヨリ10年ニ至ル』（東京都公文書館所蔵、請求番号：608.A5.08）
- 2 「窮民救済方法決評の上申」、『会議所伺・4巻の内1号（庶務課）明治5～6年』（東京都公文書館所蔵、請求番号：606.C6.12）
- 3 「雑書類綴」、『会議所伺・4巻の内2号（庶務課）』（東京都公文書館所蔵、請求番号：606.A7.11）
- 4 西木浩一「【資料紹介】『渋沢栄一氏旧蔵 松平定信関係資料』について」、『東京都公文書館調査研究年報』第2号、東京都公文書館、2016年3月、pp.27-35。
- 5 見城悌治「近代日本における『偉人』松平定信の表象」、『千葉大学留学生センター紀要』第3号、千葉大学留学生センター、1997年3月、pp.51-70。
- 6 池田真歩『首都の議会：近代移行期東京の政治秩序と都市改造』東京大学出版会、2023年。

東京都公文書館
調査研究年報 <WEB 版 >
第 12 号

発 行 2026 年（令和 8 年） 3 月 25 日
編集発行 東京都公文書館
〒 185-0024
東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 21 号
TEL 042-313-8450
印 刷 第七広告株式会社
令和 7 年度登録第 4 号

Tokyo Metropolitan Archives Annual Report of Research <Web>

Volume 12

Table of Contents

Transformations in Document Management and Archival Cataloging in Tokyo: A Study of Tokyo Prefectural and Municipal Records ITO Yohei · · · · ·	1
The “Takanawa Embankment” and the Surrounding Environment as Evidenced in Tokyo Prefectural Records: On the Utilization of the “Takanawa Marshland” NISHIKI Koichi · · · · ·	7
【New Publications】	
Toshishiryoushuusei (a Source Book on Historical Documents of Tokyo Metropolitan Government) Volume 6: The Era of Urban Pollution ONO Misato · · · · ·	24
【Activity Report】	
The Footsteps of the Tokyo Metropolitan Archives Digital Archive: Five Years Since the Start of the Service TSUDA Saeko · · · · ·	36
【Activity Report】	
Tokyo Metropolitan Archives Summer Special Exhibition 2025: Topographies and Maps of Edo — Tracing Their Lineage ANBE Harumasa · · · · ·	50
【Activity Report】	
Tokyo Metropolitan Archives Autumn Special Exhibition 2025: Shibusawa Eiichi and Tokyo OMINO Akira · · · · ·	56

March 2026
Tokyo Metropolitan Archives

